

市民クラブ 長崎市議団

平成30年度政策要求
に対する回答

平成30年2月
長崎市

政策要求一覧（市民クラブ）

	ページ	担当
1. 新しい行政運営		
(1) 広告料や資産(未利用地の売却や貸付)の有効活用など、新たな財源確保および市税、各種料金などの徴収対策の徹底を図ること。	1	企財 理財
(2) 市の入札、発注、契約(物品、サービス、コンサル)にあたり、障がい者雇用や環境保全、男女均等待遇等への取り組み評価を項目とした総合評価を拡充すること。	2	理財
(3) 交通政策基本法制定に伴い、協議会の設置及び担当職員の配置を図ること。	3	まちづくり
(4) 自治会加入率の低下に歯止めをかけるため、各種施策を講じること。	4	市生
(5) 行政改革の推進と行政サービスの効率化		
① 外郭団体の経営の効率化や経営の健全化を推進し、団体に対する随意契約、非公募での指定管理者等、必要な見直しを行うこと。	5	総務
② 公共施設マネジメント「適正化方針」「地区別計画」におけるモデルプランの実行にあたっては、議会・市民の理解を得て推進すること。	6	理財
③ 行政サテライト機能再編成については、「機能」「業務の振り分け」「人員・組織体制」など、実施後の検証・見直しを適宜行うとともに、市民の利便性を第一とした諸手続きの簡素化を図ること。また、議会にも適宜報告すること。	7	総務
④ 市町村合併から12年が経過する中、「地域振興計画」「過疎地域自立促進計画」など適宜見直し、地域活性化に努めること。	8	企財
⑤ 県や市の事務事業については、必要に応じ類似した事業の整理・統合を行い、効率化を図ること。	9	総務
⑥ マイナンバー制度の運用にあたっては、個人情報の管理とセキュリティ対策に万全を期し、利便性の向上と行政の効率化を図ること。	10	総務
(6) 長崎市新市庁舎建設基本設計については、市民や議会の意見を反映するとともに、交通体系については方向性を早急に提示すること。	11	企財
(7) 大型事業(長崎駅周辺整備、文化施設等)について、事業計画、施設整備や事業費など、十分に精査して関係先や議会に適宜報告し対応すること。	12	企財 文観 まちづくり
(8) 指定管理者制度の運用	13	総務
① 指定管理者制度については、指針に基づき、安さのみを追求するのではなく、民間手法の活用により、良質な市民サービスを提供できるよう、随時見直しを行うこと。		
② 指定管理者導入後は、導入効果の推移を定期的に把握すること。		
(9) NPO・ボランティア組織との協働を積極的に推進すること。	14	企財
2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり		
(1) 安心して子どもを産める環境づくりと健全な子どもを育てる社会づくりの推進に努めること。	15	子ども
(2) 保育サービスの充実の為、待機児童0(ゼロ)の実現並びに民間保育士の待遇改善策を講じること。	16	子ども
(3) 子育て世代を支援するために、子ども医療費については、県と連携し中学生までに拡大すること。また、子育て支援センター未設置地区への設置を進めること。	17	子ども
(4) 長崎みなとメディカルセンターは、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。	18	市健
(5) 介護支援(地域支援事業)や介護予防の強化、地域包括ケアシステムの構築等、介護保険制度の充実と適正化を図ること。	19	福祉
(6) 高齢者が安心して暮らすことができる社会の実現を行うこと。	20	福祉
① 交通費助成のICカード化を図ること。		
(7) 仮称「地域コミュニティ連絡協議会」の設置については、地域事情に合わせ自治会や各種団体などへの十分な説明と、地域住民の意見を聴取し十分な理解のもと進めること、また、地域の担い手が少ない小規模なコミュニティに対しても積極的な支援を行うこと。	21	企財

	ページ	担当
(8)障がい者自立支援法の趣旨を活かし、障がい者の自立と社会参加の促進を図ること。併せて、長崎市障がい者差別禁止条例の制定を行うこと。	22	福祉
(9)文化・芸術活動とスポーツ・レクリエーションの振興を図ること。	23	文観 市生
(10)スポーツ振興を図るため、各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致および継続した競技力向上対策に努めること。	24	市生
(11)教育行政について		
①小・中学校の学校統廃合の実施にあたっては、地域住民・保護者の意向も尊重し十分な理解と協力を得て行うこと。	25	教委
②子どもたちに豊かな学びを保障するために、全ての小・中学校で30人学級を実現すること。	26	教委
③教育予算を拡充し、教育環境の充実に向けて計画的な施設整備に努めること。	27	教委
④学童保育の改善と充実のため、小学校の余裕教室や学校施設の積極活用を図り、子ども・子育て支援制度や国の基準などに沿って、保育水準(設備の基準、職員数等)の確保を図ること。	28	こども 教委
⑤教職員の勤務時間の適正管理のためにカードリーダーを設置し、実態把握を行うとともに業務の見直し・人員の適正配置を行い、長時間勤務の解消を図ること。	29	教委
⑥就学援助対象家庭の子どもたちの学習権を保障するために、認定基準は切り下げ前の生活保護基準を用いること。	30	教委
⑦小中学校の教育施策については、計画段階から現場の意向も尊重し実施すること。	31	教委
(12)手話言語条例の早期制定を行うこと。	32	福祉
3. 環境と共生するまちづくり		
(1)環境にやさしいまちづくりの推進		
①地球温暖化対策に向けて、長崎市として積極的な施策を展開すること。	33	環境
②再生可能エネルギーの普及促進を図ること。	34	環境 商工
(2)省資源、循環型、低炭素社会への推進	35	理財 環境
市発注の工事・物品にリサイクル製品等を積極的に活用し、リサイクルの向上とゴミの減量化を図り、循環型社会の構築を図ること。		
(3)市民や各種団体との協働による地球環境保全対策の推進を図ること。	36	環境
(4)山と海に恵まれた自然の保全と活用を進めること。	37	環境 水農
(5)自然体験型公園等(いこいの里、市民の森等)の整備を進めること。	38	水農
4. 産業活動を育む活力あるまちづくり		
(1)地場企業の育成と商店街の振興		
①中小企業経営安定支援策の充実を図るとともに、支援制度の利用促進を図ること。	39	商工
②ものづくり産業(中小企業)への行政支援と、きめ細かな経営支援を図っていくこと。	40	商工
(2)地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造		
①国際クルーズ船、世界新三大夜景、世界遺産の構成資産等を活かした観光振興策の充実と観光長崎のアピールを強めていくこと。	41	文観
②世界遺産登録を契機に新たな観光ルートの開発により、交流人口の拡大に努めること。	42	文観
③観光立国ショーケース、長崎市版DMOの取り組みについては、官民一体となる取り組み体制を構築し、マーケティングの実施や戦略策定など、早急に具体的な取り組みを示すこと。	43	文観
(3)歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進		
①「明治日本の産業革命遺産」の受け入れ体制や稼働資産の保全、端島(軍艦島)の保全管理など、諸課題の解決に向け万全を期すこと。	44	企財 文観

	ページ	担当
②「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、世界遺産登録に向け、諸課題の解決に万全を期すこと。	45	企財 文観 水農
③平成30年度の県立図書館移転に伴い、平成33年度に開館予定の郷土資料センター(仮称)については、県と更に具体的な協議を行い、基本方針、基本設計に向けた予算措置、整備スケジュールを示すこと。	46	企財
(4)東アジアの玄関口として、物流拠点である小ヶ倉柳埠頭の整備、長崎港のクルーズ船の2パース化を早期実現し、東アジアからの観光客など、人・物の受入体制の充実を図ること。	47	まちづくり 商工 文観
(5)企業誘致で雇用確保、定住人口の維持		
①U・I・Jターンに対する定住支援策を図ること。	48	企財 商工 まちづくり
②将来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを強化・推進すること。また、企業誘致についても県と連携を図り、正規雇用の拡大に向けて取り組むこと。	49	商工
③産学官の連携を図り、活力あるまちづくりに向けて、環境整備の促進を図ること。	50	商工
(6)安心して働ける社会環境の確立と格差の是正に努めること。	51	商工 中央総 商工
(7)パートや派遣で働く人の労働条件の改善を図るために、関係先と連携を図り、関係法令の遵守や適切な雇用管理についての周知・啓発に努めること。	52	商工
(8)長崎の豊富な農水業を活用した農林水産の振興を推進すること。	53	水農
(9)「地産地消」事業の推進により、「長崎の食」をPRするとともに、食育の推進を図り、ブランド化と販路拡大に努めること。	55	水農
(10)食の安全管理に対する指導と監視の徹底を行うこと。	56	市健
5. 安全、快適で魅力あるまちづくり		
(1)地域住民と協働した安全・安心のまちづくり		
①地域住民と協働した犯罪や交通事故のないまちづくりのため、各種団体等との連携を図っていくこと。	57	市生
②防災無線の全市的整備はデジタル化にも配慮して進めること。また、防災・減災対策を進め、自治会・企業等の自主防災組織の結成促進に努めること。	58	防災
(2)長崎駅周辺環境整備		
①九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)の建設工事、新長崎駅舎の建設計画、土地区画整理事業の早期実現と交通体系など環境整備の充実を図ること。	59	まちづくり
②JR西側の交流拠点施設用地の活用については、応募グループは1社のみ提案であり、競争性・公平性を考慮し再公募を含めた再検討を行うこと、また、新長崎駅周辺の全体構想を含め、JR九州と協議を行い慎重に対応すること。	60	文観 まちづくり
③JRの高架化促進と交通渋滞の解消を図ること。	61	まちづくり
(3)まちなかの再整備推進(まちぶらプロジェクト)と土地の高度利用(歴史的価値)の推進を図ること。	62	まちづくり
(4)乗り合いタクシー・コミュニティバスの積極的な推進と公共交通事業者との連携を図り、「バス空白地域」の解消とデマンド交通の総合的な推進(西小島地区、鳴滝地区、滑石地区ほか)及び、離島での公共交通機関の存続を図ること。	63	まちづくり
(5)暴力団追放と犯罪のない街づくりのため、関係団体との連携を図り、安全・安心の街づくりの展開を強化していくこと。	64	市生
(6)斜面市街地の再生と防災体制の整備		
①斜面市街地の再生と防災体制の整備を行い、防災性の向上と沿線の住宅の建替え促進につながる生活道路・車みちの整備を優先し再生を図ること。	65	中央総 まちづくり 土木
②長崎市空家等対策計画に基づき、地域住民の安心・安全を主眼に置き、行政代執行も含めた実効性のあるものとなるよう取り組むこと。	66	まちづくり
(7)有害鳥獣対策(イノシシ、シカ、カラス、アナグマ)等の強化を図ること。	67	水農
(8)長崎市住宅リフォーム補助事業を継続して充実を図ること。	68	まちづくり
(9)魅力ある街づくりに向けて「特区指定」を受け、地域活性化を図ること。	69	企財

6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり

- | | | |
|---|----|----------|
| (1)世界の国々が経験したことのない原爆被爆市として世界平和を願い、核兵器廃絶を希求し世界へ向け発信していくこと。 | 70 | 原対
市生 |
| (2)原爆資料館、平和追悼祈念館をナガサキの平和行政のシンボルとして、さらに運営・展示の充実に努めていくこと。 | 71 | 原対 |
| (3)被爆地域の是正拡大に向け解決を図ること。 | 72 | 原対 |
| (4)被爆二世についての実態調査を早期に実施し、検診にはがん検診を加えること。 | 73 | 原対 |

7. 男女共同参画社会の実現

- | | | |
|--|----|-----|
| (1)個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向け、意識改革・社会啓発を押し進めること。 | 74 | 市生 |
| (2)行政機関の管理職及び公的審議会、各種委員や役割に女性の登用を積極的に進めること。
①行政管理職の女性登用に向けたポジティブアクションを実施すること。
②公的審議会の女性登用率40%を実現すること。 | 75 | 総務 |
| (3)労働条件において男女の直接・間接的差別を行わないこと。 | 76 | 商工 |
| (4)育児・介護・看護休暇など男女が利用できるような職場環境づくりを進めること。 | 77 | 総務 |
| (5)セクシュアル・ハラスメントのない職場環境整備を行うこと。
①セクシュアル・ハラスメント防止研修の対象を管理職・新規採用職員から女性職員・非正規雇用職員に広げること。
②女性中心の相談員を配した相談窓口の設置と周知を図り、安心して相談できる環境整備を行うこと。 | 78 | 総務 |
| (6)児童虐待防止、早期発見、対応のため、学校、校医、地域、児童相談所との連携を強め体制を充実させること。 | 79 | こども |
| (7)NPOや県と連携を図り、DV被害者の救済と環境整備を充実させること。また、DV防止の研修を中・高校でさらに進めること。 | 80 | 市生 |

8. 道路・交通体系の整備

- | | | |
|--|----|-------------|
| (1)諸団体(自治会、学校、警察等)から指摘を受けている市道、歩道、通学路等の危険箇所(ガードレール、カーブミラー等)を早急に改善すること。 | 81 | 中央総 |
| (2)トラック・タクシーベイ(浜の町、新大工、長崎駅周辺)の整備・拡大を進めること。 | 82 | 土木
まちづくり |
| (3)電停の整備及び歩道橋のバリアフリー化を一層推進すること。 | 83 | 土木
まちづくり |
| (4)高齢者・障害者が利用できるバリアフリー交通網(茂里町ハートセンターなど)の整備と歩道のバリアフリー化を促進すること。 | 84 | 土木
まちづくり |
| (5)福田バイパス(仮称)の早期実現を図ること。 | 85 | 土木 |
| (6)長崎バイパス・女神大橋・川平有料道路の早期無料化を実現すること。 | 86 | 土木 |
| (7)陸と海の交通網を活かした伊王島の街づくり
①伊王島地区の安全対策と地域活性化を図ること。 | 87 | 土木
南総 |
| ②高島・伊王島航路を存続させること。 | 88 | まちづくり |
| (8)市内中心部の交通量を減少させる対策(パークアンドライド等)を推進すること。
①浜口交差点から岩屋橋交差点までの交通渋滞解消策を図ること。 | 89 | 土木 |

	ページ	担当
(9) 女神大橋と連結する国道202号線の改良拡幅と歩道の整備を行うこと。	90	土木
(10) 長崎半島への唯一の幹線道路である国道499号線の全線の改良拡幅および長崎外環状線(新戸町IC-江川交差点)の早期着工を実現すること。	91	土木
(11) 長崎駅周辺道路の慢性的渋滞緩和を図るため、旭大橋の低床化に向け県へ働きかけること。	92	まちづくり
(12) 長崎南北幹線道路の早期事業化に向け、県と連携し国へ働きかけること。	93	土木
(13) 市民生活に必要な道路については新設や改良及び早期供用を行うこと。	94	土木 中央総
①打坂-百合野線の改良拡幅、②江平-浜平線とその接道改良、③戸町2丁目上戸町間の一方通路解消、④片淵-鳴滝線、⑤川上町-出雲線、⑥虹ヶ丘町-西町1号線、⑦相川町-四杖町1号線、⑧常盤町-大浦元町線、⑨清水町-白鳥町1号線、⑩稲田町8号線		

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部 理財部	財政課 財産活用課 収納課 特別滞納整理室
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営 (1) 広告料や資産（未利用地の売却や貸付）の有効活用など、新たな財源確保および市税、各種料金などの徴収対策の徹底を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市の財政状況は、依然として厳しい状況にありますが、これまでの行財政改革の取組みなどにより、財政調整のための基金残高が 200 億円を越すなど、改善してきているところです。</p> <p>今後とも、将来にわたり健全で持続可能な財政運営を行うためには、市税をはじめとした自主財源とともに新たな財源を確保することで、地方交付税に大きく依存しない自立的かつ安定的な財政基盤を確立する必要があります。</p> <p>まず、未収金対策については、よりきめ細やかな対応ができるよう国民健康保険税、保育料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収を市税と一元化し、その後、預貯金等財産調査や預金、給与等の差押えの効率化及び現年度分差押えの実施などによる処分の強化、滞納整理の月別の行動計画作成などによる進行管理の徹底、現年度分の納付勧奨のための「納付お知らせセンター」の設置などの取組みを行ってきました。</p> <p>このような取組みにより、市税の収納率は向上しており、今後もこれまでの取組みの継続と徹底に努めるとともに、他都市の効果的な取組みも研究しながら収納率の向上を図っていきたいと考えています。</p> <p>また、使用料や負担金等の未収金については、収納課において各所属へのヒアリング、指導、助言と個別案件の進行管理などにより、債権管理の徹底に努め、マニュアルに基づく支払督促や強制執行などの法的措置の拡大、推進を図っているところであり、今後も全庁的に統一した取組みに努め、より効果的・効率的な債権管理を推進していきます。</p> <p>次に、新たな財源の確保については、これまでも広告事業として広報紙広告枠、市ホームページのバナー広告、納税通知書発送用封筒への広告などを実施しているほか、未利用の市有地売却や一時貸付、廃車両・有価金属・故紙類の売払、自動販売機を設置する事業者を一般競争入札により決定する行政財産の貸付制度などを行っているところです。</p> <p>平成 29 年度は、市庁舎本館エレベーターへの広告の募集を開始しており、今後更なる財源確保への取組みの検討を行っていきたいと考えています。</p>			

政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	理財部	契約検査課
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営 (2) 市の入札、発注、契約（物品、サービス、コンサル）にあたり、障がい者雇用や環境保全、男女均等待遇等への取り組み評価を項目とした総合評価を拡充すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>建設工事の入札においては、登録業者の社会貢献等を評価する発注者別評価点の加算措置を設けています。</p> <p>その中で障害者雇用については、平成 26 年 4 月からその加算点を引き上げるとともに、障害者優先調達推進法が施行されたことを踏まえ、障害者就労施設等からの物品等を調達した場合の加算項目を設けています。</p> <p>また、環境保全の取組みとして「エコアクション 21」を認証・登録している業者、男女均等待遇の取組みとして「次世代育成支援行動計画」を策定している業者に対して、建設工事における発注者別評価点の加算措置を設けています。</p> <p>なお、物品調達契約においては、障害者雇用の促進及び安定を図ることを目的とし、物品購入、賃貸借及び業務委託を対象に数値目標を掲げ、障害者雇用に積極的な業者への優先発注を行っており、平成 28 年度は物品購入、賃貸借及び業務委託 600 件の発注目標に対し、実績は 696 件でした。</p> <p>数値目標は達成しているものの、優先発注の実績がない所属や業種も一部あるため、庁内への協力要請を行っていきます。</p> <p>今後とも、社会貢献等の取組みを行う登録業者を評価し、業者の取組みが報われる制度となるよう努めていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	都市計画課
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営 (3) 交通政策基本法制定に伴い、協議会の設置及び担当職員の配置を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、今後、人口が減少し高齢化が進んでも、安全で暮らしやすいまちとなるように平成 28 年 12 月に「都市計画マスタープラン」を改訂しました。</p> <p>その中で、利便性の高い市街地に日常生活に必要な機能を計画的に誘導・配置し、周辺部との間を公共交通などのネットワークでつなぐ都市構造を「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」と称して、長崎市が目指す将来の「まちの形」としています。</p> <p>このような、まちづくりを実現していくための具体の計画として、「コンパクト」の部分では平成 28 年度から「立地適正化計画」の策定、また「ネットワーク」の部分では平成 29 年度から「公共交通総合計画」の策定に着手し、これらの計画が相互に連携を図ることとしています。</p> <p>「公共交通総合計画」では、交通事業者や交通関係団体等で構成する「長崎市公共交通連絡調整会議」を活用しながら、行政と事業者で認識の共有を図り、現状分析や市民のニーズ、将来シミュレーションなどから得られる課題を整理し、将来的にも維持可能な公共交通のあり方の方針を示すことにしています。</p> <p>今後は、この計画で整理した課題や方向性に基づいて、引き続きこの会議において意見交換や情報交換を進めていく中で、「地域公共交通網形成計画」の策定の必要性が生じれば、法定協議会へ移行したいと考えています。また、都市計画課には、公共交通を担当する職員を配置していますので、これらの業務は、既存の体制の中で対応できると考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	自治振興課
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営 (4) 自治会加入率の低下に歯止めをかけるため、各種施策を講じること。</p>			
<p>回 答</p> <p>自治会は、地域住民の福祉の向上や地域コミュニティの醸成などに重要な役割を果たしており、地域コミュニティの核として、地域を支えるために非常に重要なものです。</p> <p>しかしながら、自治会を取り巻く環境は、人口減少と少子・高齢化が進み、住民の価値観の変化やライフスタイルの多様化などにより、住民と地域との関わりが希薄化する傾向にあります。</p> <p>自治会加入率についても、年々減少傾向にあり、自治会の活動や運営をめぐって様々な課題が発生し、各自治会が厳しい状況にあることも十分認識しています。</p> <p>このような状況を踏まえ、長崎市では地域センター窓口における転入者への加入の呼びかけや市営住宅入居者説明会における加入依頼、商工会議所等の会員企業に対する自治会への協力依頼、また、若い方には大学や専門学校の新入生オリエンテーションにおける呼びかけのほか、新成人への案内状に啓発チラシを同封するなどの方策を講じています。</p> <p>また、市広報紙やホームページなどの広報媒体により、自治会の様々な取組みを紹介することで、自治会の重要性と必要性を周知しているところです。</p> <p>平成28年3月には、アパートやマンションの入居者に対する自治会加入促進策の一つとして、長崎県宅地建物取引業協会長崎支部、全日本不動産協会長崎県本部、長崎市保健環境自治連合会及び長崎市との4者で加入促進に係る協定を締結したところであり、店舗におけるポスター掲示や入居者へのチラシ配布などに協力をいただいているところです。</p> <p>また、アパートやマンションが新築される際には、建築主に対し電話や訪問により加入の協力依頼を行っており、引き続き取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>自治会加入率の向上は、全国的な課題となっており、今後も自治会等の協力をいただきながら、他都市の事例も研究し、加入率向上につながるような各種施策に取り組んでいきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	行政体制整備室
事 項 1. 新しい行政運営 (5) 行政改革の推進と行政サービスの効率化 ①外郭団体の経営の効率化や経営の健全化を推進し、団体に対する随意契約、非公募での指定管理者等、必要な見直しを行うこと。			
回 答 外郭団体に対しては、これまでに人員体制の適正化や給与制度の見直し等を指導し、経営健全化に努めてきました。 また、外郭団体等の経営状況の評価と抜本的な経営改善策の検討を行うため、外部の有識者や学識経験者等で構成する「長崎市外郭団体等経営検討委員会」を平成 21 年 10 月に設置し、平成 24 年 11 月に同委員会から「外郭団体等の今後のあり方について」の報告書が提出されました。 この報告書では、外郭団体に対しては、効率的な運営や経費削減等適正な運営に努めるよう提言がなされており、長崎市に対しては、職員派遣や出資金、補助金等の財政的支援等の団体への人的・財政的関与の見直し、団体に対する随意契約、非公募での指定管理者としての選定の見直し、委託事業自体の必要性の検討等の提言がなされています。 提言後の長崎市の取組みとしては「長崎市土地開発公社」を解散し、「株式会社長崎衛生公社」は「一般財団法人クリーンながさき」に事業を引き継いで解散しました。また、この他の団体については、引き続き見直しを進めているところです。 次に、団体への随意契約については、必要に応じて見直しを進めており、指定管理者の選定については、非公募により外郭団体を選定していた施設のうち平成 27 年 4 月に「長崎市市民生活プラザホール」、「長崎市市民生活プラザ会議室」、「長崎市立白菊寮」については公募による選定を実施しました。 今後も、関係所属に対し定期的なヒアリングを実施し、その進捗状況等については「長崎市行政改革審議会」へ報告を行うなど、各団体の経営の効率化・健全化を図るため、必要な見直しを行っていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	理財部	資産経営室
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(5) 行政改革の推進と行政サービスの効率化</p> <p style="padding-left: 20px;">②公共施設マネジメント「適正化方針」「地区別計画」におけるモデルプランの実行にあたっては、議会・市民の理解を得て推進すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>公共施設マネジメントの取組みについては、議会や市民の理解を得ながら進めることが大切と考えています。</p> <p>平成 27 年 2 月には「長崎市公共施設の適正化方針」を策定し、現在マネジメントの実施計画となる「地区別計画」策定に着手しています。</p> <p>本計画の策定にあたっては、地区住民との「対話」の場を設けて、地域の意見やアイデアをお聴きし、理解を得ながら進めることとしており、平成 29 年 7 月に最初の地区として野母崎地区で「対話」を実施しました。</p> <p>この「対話」には、中学生から 70 代まで約 50 人の住民に参加いただき、10 月まで 4 回にわたって、様々な意見をお聴きしたところです。この意見を踏まえて、平成 29 年度中には野母崎地区の「地区別計画」を策定することとしています。</p> <p>また、11 月からは 2 地区目として外海地区での「対話」を始めたほか、これに続く地区も順次準備を進めていきます。</p> <p>平成 30 年度以降も、地区住民との意見交換を行いながら、市内全 17 地区の「地区別計画」の策定を進めていくこととしています。今後も適宜議会への報告を行いつつ、広く市民のご理解・ご協力を得て、公共施設マネジメントの推進を図っていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	行政体制整備室
事 項 1. 新しい行政運営 (5) 行政改革の推進と行政サービスの効率化 ③行政サテライト機能再編成については、「機能」「業務の振り分け」「人員・組織体制」など、実施後の検証・見直しを適宜行うとともに、市民の利便性を第一とした諸手続きの簡素化を図ること。また、議会にも適宜報告すること。			
回 答 行政サテライト機能の再編成は、住民ニーズの多様化、人口減少や少子高齢化の進行、地域を支える力の低下など、長崎市を取り巻く環境が大きく変化しているなか、長崎市の将来を見据え、地域と市役所が連携しながら、住民が住み慣れた地域をこれからも暮らしやすい場所とできるよう、市役所の体制を整備するものです。 議会のご審議も経て、平成29年10月1日から実施しており、これまで地域への説明や広報を行い、再編成が円滑に進むよう努めてきましたが、その結果、大きな混乱なくスタートが切れたものと考えており、今後も総合事務所及び地域センターが有効に機能しているかを検証し、適宜議会に説明を行います。 また、再編成により、手続きについては、市役所本館1階に中央地域センターを設置したことで、これまで本館2階で行っていた税の証明書、国民健康保険や後期高齢者医療、別館で行っていた児童手当の認定申請、障害者手帳の交付や福祉医療費など、身近な手続きをワンフロアで行うこととし、利便性が向上しているものと考えています。引き続き、マイナンバー制度をはじめ、手続きの簡素化や迅速化につながる制度やシステムを積極的に活用し、市民の利便性の向上に努めていきます。 また、市民から寄せられた意見や要望等を調査し、関係所属のヒアリングを通して業務課題を洗い出すなど、地域センター、総合事務所及び本庁の体制が有効に機能しているかについて検証を行い、適宜議会に説明し、市民サービスに支障が生じた場合には速やかに対策を講じていきます。			

政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部	都市経営室
事 項 1. 新しい行政運営 (5) 行政改革の推進と行政サービスの効率化 ④市町村合併から 12 年が経過する中、「地域振興計画」「過疎地域自立促進計画」など適宜見直し、地域活性化に努めること。			
回 答 「地域振興計画」については、今後も市町村建設計画に掲げる各種施策や同計画の重点化方針に基づく事業の着実な推進を図り、地域の活性化に努めていきます。 また「過疎地域自立促進計画」については、平成 29 年 2 月に野母崎地区及び外海地区の計画について、新たな事業「高齢者福祉施設整備事業」及び「プール改築事業」を追加し、変更したところであり、今後も必要な見直しを行いながら、進捗管理を図っていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	行政体制整備室
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(5) 行政改革の推進と行政サービスの効率化</p> <p style="padding-left: 20px;">⑤県や市の事務事業については、必要に応じ類似した事業の整理・統合を行い、効率化を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>県市のそれぞれが行っている事務事業については、その役割及び受け持ちの範囲は、事務事業の評価の際に役割分担の確認を行うことなどにより、一定分担がなされていると考えています。</p> <p>しかしながら、市民から見た場合に窓口がわかりにくいことや長崎県が行う事務と内容が類似する事務があるのではないかと考えられます。</p> <p>長崎県においては、事務処理の迅速化や効率化、住民にわかりやすい行政とすることを基本的な考え方として、事務の一元的な処理により事務処理の効率化が図られるものや住民の利便性が向上する事務などについて市町への権限移譲を推進しており、長崎市としても、長崎県からの提案について「市民の利便性や市民サービスの向上につながるもので、権限のすべてが移譲されるもの」、「適正な財源措置がなされるもの」などの内容を確認し、権限移譲の必要性があれば、積極的に移譲を受け入れることとしています。</p> <p>今後も、事務事業の評価や点検、見直しなどを行うなかで、整理統合することにより市民サービスの向上や事務の迅速化、効率化につながる事務があれば、長崎県と協議を行いたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	総務課 行政体制整備室 情報システム課
事 項 1. 新しい行政運営 (5) 行政改革の推進と行政サービスの効率化 ⑥マイナンバー制度の運用にあたっては、個人情報の管理とセキュリティ対策に万全を期し、利便性の向上と行政の効率化を図ること。			
回 答 マイナンバー制度の運用におけるセキュリティ対策としては、法令に基づき、住民記録、税等のマイナンバー制度に関連する各システムが、個人のプライバシーに与えるリスク等を予測し、そのリスクの防止・軽減策を明記した「特定個人情報保護評価書」を作成・公表しています。 また、平成29年11月から運用が開始された国や他自治体等との情報連携については、国が設置する「情報提供ネットワークシステム」を利用し、マイナンバー法に定められた事務に限り、ネットワーク回線を通じて、情報の照会・提供を行うものですが、このネットワーク接続においては、暗号化通信を行うとともに、通信を監視し不正な通信を防御する機器を設置するなど、複数のセキュリティ対策を講じています。 さらに、マイナンバーを扱う端末の利用に際しては、平成29年7月からは、ユーザーID・パスワードによる認証に加え、生体認証も行う二要素認証とし、セキュリティ対策の強化を図っています。 次に、利便性の向上と行政の効率化については、マイナンバー法に定める事務のほかに、長崎市では避難行動要支援の実施、高齢者等への助成事業、福祉医療費の給付、就学援助、奨学金の貸与などの事務にマイナンバーを利用することで、市民にとっては所得証明書等の添付書類の省略による利便性の向上、長崎市にとってはスムーズな情報連携により事務の効率化を図っています。 さらに、平成28年1月からはマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアでの住民票や税証明等の証明書発行を行い、市民の利便性の向上に努めています。 また、国の施策としては、自宅のパソコンやスマートフォンで、行政機関同士がやりとりした自身の情報の履歴確認、各種情報保有機関からのお知らせの受信、行政への各種申請等を行えるマイナポータルを促進しており、長崎市もマイナポータル端末をすべての地域センターの窓口に設置し、パソコン等を所持していない方などが利用できるようにしています。 マイナンバー制度の運用にあたっては、個人情報の適切な管理とセキュリティ対策を徹底し、市民の利便性向上と行政事務の効率化のため、制度を有効に活用していくよう努めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部	大型事業推進室
事 項 1. 新しい行政運営 (6) 長崎市新市庁舎建設基本設計については、市民や議会の意見を反映するとともに、交通体系については方向性を早急に提示すること。			
回 答 新市庁舎建設基本設計を進めるにあたっては、市議会や市民からの意見を十分にお聴きし、その意見をできる限り、設計に反映していくことが重要であると考えています。 このことから、市民から意見をお聴きする機会として、シンポジウムやワークショップを開催しており、その中で多くの意見をいただいています。 また、市議会の各定例会においては、市民からの意見の内容や検討状況を報告することと併せ、市議会においても「新市庁舎建設に係る議会機能整備検討会」を設置していただき、議会フロアの具体的なレイアウトなどについて意見をいただいています。 平成29年度末の基本設計策定に向けて、今後も市議会や市民からの貴重な意見を十分に踏まえながら、設計者ととともに、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。 また、交通体系や周辺道路の整備についても、重要な課題であると考えており、交通解析による将来交通シミュレーションを踏まえ、交通事業者や交通管理者等の関係機関との協議を進め、基本的な方向性について「新市庁舎建設に係る議会機能整備検討会」や所管の委員会に報告し、意見をいただいたところです。 今後とも、引き続き関係機関との協議を行いながら、更に検討を深めていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部 文化観光部 まちづくり部	財政課 文化振興課 長崎駅周辺整備室
事 項 1. 新しい行政運営 (7) 大型事業（長崎駅周辺整備、文化施設等）について、事業計画、施設整備や事業費など、十分に精査して関係先や議会に適宜報告し対応すること。			
回 答 長崎駅周辺整備については、「九州新幹線西九州ルート建設事業」、「JR 長崎本線連続立体交差事業」、「長崎駅周辺土地地区画整理事業」の国、県・市の3事業が相互に連携し、平成35年度の完成を目指して、事業を進めています。 新たな文化施設については、平成29年2月県議会において「県庁舎跡地でのホールについては、適切な時期に今後の方向性を判断していきたい」との考えが示されたことを受け、現市庁舎跡地での整備を進めていくことを判断したところです。 しかしながら、県庁舎跡地での文化芸術ホール整備についての長崎県の検討結果が得られた時点で、まだその内容検討の余地がある時期であれば、改めて長崎県の方向性について内容を検討したいと考えています。 平成29年度からは、文化団体をはじめとした舞台を利用する市民や舞台技術者等に新たな文化施設の機能についてのご意見を伺うなど具体的な作業を進めており、様々な文化活動の発表の場、あるいは文化芸術鑑賞の場として、質が高く、誰もが使いやすい施設となるよう取り組んでいきます。 長崎駅周辺整備や文化施設をはじめとした各種の大型事業については、その事業計画が長崎のまちづくりに大きな影響を与え、また、事業費も多額になることから、国・県の補助金、有利な地方債の活用など十分に精査しながら、時機を捉え、市議会や関係者にご報告していきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	行政体制整備室
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(8) 指定管理者制度の運用</p> <p>①指定管理者制度については、指針に基づき、安さのみを追求するのではなく、民間手法の活用により、良質な市民サービスを提供できるよう、随時見直しを行うこと。</p> <p>②指定管理者導入後は、導入効果の推移を定期的に把握すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>① 指定管理者制度については、民間の能力やノウハウを活用しながら、市民サービスの向上等を図るため、随時導入に向けた検討を行っており、「長崎市公の施設の指定管理者制度に関する指針」についても、より効果的に制度の運用がなされるよう随時改正を行ってきたところです。</p> <p>その中においても、指定管理者制度を導入する場合は、市民サービスが向上することを大前提として、指定管理者の選定にあたっては、市民サービスの向上がよりの確に評価できる選定基準を設定するなどの改正を行っています。</p> <p>今後とも、より良質な市民サービスを提供できるよう必要な見直しを随時実施していきます。</p> <p>② 制度導入の効果については、経済効果、利用者数の推移、利用者の意見など市民サービスの向上にかかる内容や取組みに対する評価等について、毎年6月市議会の所管事項報告、決算委員会及び長崎市行政改革審議会において報告しています。</p> <p>今後とも、指定管理者制度導入後の効果について、適切に把握し、制度の運用に反映させるよう努めていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部	市民協働推進室
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営 (9) NPO・ボランティア組織との協働を積極的に推進すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>市民活動団体（NPO・ボランティア組織）等との協働については、「提案型協働事業」において、市民活動団体等の発想を活かした事業の企画提案を募集するとともに、市民活動団体等と行政との協働システムを広く周知し、幅広い協働の実践につなげるよう取り組んでいます。</p> <p>なお、協働事例については、ケーブルテレビで放映するとともに、インターネットでも配信するなど、市民や市民活動団体に対し、周知を図っているところです。</p> <p>また、「提案型協働事業」に応募しようとする市民活動団体等が「協働」への理解を深め、企画提案内容の精度を高めるための「提案型協働事業サポートセミナー」を開催するとともに、行政の取組みや課題を把握し、自らの活動を協働につなげるための「行政出前講座@ランタナ」を開催しています。</p> <p>このほか、行政の意識啓発を図ることを目的として、協働に関する職員研修なども継続して行っています。</p> <p>今後とも、市民活動団体等との協働の推進については、協働の担い手である市民活動団体等の支援を行うとともに、先進他都市の事例も参考にしながら、積極的に推進していきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部	子育て支援課 こども健康課 幼児課 こどもみらい課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (1) 安心して子どもを産める環境づくりと健全な子どもを育てる社会づくりの推進に努めること。			
回 答 近年、核家族化や女性の社会進出、地域のつながりの希薄化などにより子どもや子育て家庭を取り巻く環境は変化しており、家庭や地域の子育て力の低下などを背景に子育てに不安や負担感を持つ親が増えています。 長崎市では、乳幼児を持つ子育て家庭の不安や負担の軽減を図るため、母子保健の訪問事業や子育て支援センターなどの充実を図るとともに、保育所待機児童の解消及び放課後における児童の居場所の確保のため、定員増を伴う保育所の施設整備や幼稚園の空き教室を活用した認定こども園への移行、放課後児童クラブの設置などの取組みを進めています。 また、子どもの健康保持と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費については平成 29 年 10 月から中学生の入院も助成対象とするとともに、多子世帯における保育所・幼稚園等の保育料の軽減に係る要件を緩和して、その対象を拡大し平成 29 年 9 月分から減額しています。 そのほか、産後うつや新生児への虐待予防を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を平成 29 年 9 月から実施しています。 子どもは、社会の希望・未来をつくる存在であり、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題ですので、今後も安心して子どもを産むことができる環境づくりと健全な子どもを育てる社会づくりの推進に努めていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部	幼児課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (2) 保育サービスの充実の為、待機児童0（ゼロ）の実現並びに民間保育士の待遇改善策を講じること。</p>			
<p>回 答</p> <p>保育所等への入所状況については、就学前児童数は減少傾向が続くと想定していますが、子育て世代女性の就労機会の増加等により、保育所等への入所申込者数は、当面増加すると見込んでいます。</p> <p>平成27年3月に「長崎市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を作成し、その中で長崎市を16の区域に分けて5年間の教育・保育の量を算出し、その確保策を示しています。</p> <p>その確保策の考え方としては、既存施設の活用を基本とし、幼稚園を活用した認定こども園への移行促進や保育所等の整備による定員増により待機児童を解消するとともに、平成31年4月には、すべての区域で定員内保育をめざすこととしています。</p> <p>これまでも待機児童解消を目指して取り組み、平成28年4月と比較して173人の定員増加を図り、市全体では入所者数を超える定員を確保したところですが、特に3歳未満児の保育需要の高まりや入所希望の地域の偏りなどがあることから、待機児童の解消には至らず、待機児童数は76人（平成29年4月1日現在）となっています。</p> <p>今後も、不足が見込まれる区域については、既存の保育所等と協議を行いながら、保育の量の拡大に努め、保育の質の確保という観点からも定員内保育を目指していきたいと考えています。</p> <p>次に、民間保育士の処遇改善策については、平成27年4月1日にスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、保育所等職員の平均勤続年数・経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組みに応じた人件費の加算措置を各施設への給付金の中で行うなどの予算措置がなされており、平成29年4月から現行の処遇改善等加算の加算率の積み増しが実施されました。</p> <p>また、技能及び経験を有する保育士等の処遇改善等加算が新たに設けられており、該当職員には、経験年数等に応じて月額4万円又は月額5千円の賃金改善を実施することになっています。</p> <p>長崎市においても、保育士の処遇改善を図り、保育士の離職防止も含めた保育士確保のため、民間保育所等に「保育士処遇改善費」として保育士1人あたり年額3万円の補助を行っています。</p> <p>これらの取組みなどにより、保育士の処遇改善が図られるよう努めるとともに、引き続き、市民のニーズに柔軟に対応するため、各種保育サービスの充実に向けて取り組んでいきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部	子育て支援課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (3) 子育て世代を支援するために、子ども医療費については、県と連携し中学生までに拡大すること。また、子育て支援センター未設置地区への設置を進めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>子どもの医療費の助成については、子どもの健康保持と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、これまで助成対象を順次拡大していますが、子育てに伴う経済的負担が大きいと感じている子育て家庭が多いという現状などを踏まえ、平成30年10月からは入院に加え、通院についても中学校卒業まで助成対象を拡大し、更なる子育て支援の充実を図りたいと考えています。</p> <p>また、長崎県の補助制度においては、小学校就学前の乳幼児のみを助成対象としているため、これまでも助成対象を拡大していただくよう長崎県へ要望しており、今後も県内の他市町と連携し、要望を行っていきます。</p> <p>なお、子どもの医療費の助成は各自治体で対象年齢や助成額等が異なりますが、日本全国どこに住んでいても格差が生じないように、また、すべての子どもが全国一律に安心して医療を受けられるよう国の制度として創設すべきであると考えており、今後も全国市長会等を通じて国への要望を行っていきます。</p> <p>次に、子育て支援センターについては、平成27年3月に策定した「長崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、平成31年度までに16の区域に設置することを目標としていますが、現在7区域が未設置となっています。現時点において、適当な施設の確保に至っていない状況にありますので、早期に設置できるよう重点的に取り組んでいきます。</p> <p>また、平成30年度には発達障害のある子どもや発達が気になる子どもを育てる保護者が気軽に集い、交流・相談などができる発達障害支援に特化した子育て支援センターを開設し、子どもの発達状態や子育てに関して特別な悩みや不安を抱えている保護者の負担の軽減を図りたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民健康部	地域医療室
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (4) 長崎みなとメディカルセンターは、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎みなとメディカルセンターの医療機能の充実について、3大疾病等への対応として、がん診療については、がん診療統括センターを中心とする研修会・勉強会の開催や患者家族への相談対応等の取組みを強化し、地域がん診療連携拠点病院としての機能を維持しています。</p> <p>心疾患への対応としては、増加する心不全患者に対する診療体制として心不全チームを立ち上げ、専門外来を新設しました。</p> <p>脳疾患への対応としては、脳神経内科、脳神経外科を一つの病棟に配置したことによりチーム医療が更に充実し、より専門性の高い医療を提供することができるよう努めています。</p> <p>小児・周産期医療については、地域周産期母子医療センターとして地域の医療機関等と連携を行い、ハイリスク出産や未熟児に対して適切に対応しているところです。また、平成30年4月から専門医確保の目途がたち、32週未満の新生児についても受入れ可能な体制を整え、今後も小児・周産期医療の充実が図られるよう取り組んでいきます。</p> <p>救急医療については、地域の医療機関や救急隊等との連携を強化し、救急受入れ体制の充実を図っています。「第2期中期計画（平成28年度～平成31年度）」に掲げるER型の救命救急センターについては、専門医が確保できていないため、整備に至っていませんが、平成29年9月に1名の救急専門医を採用しており、平成30年度までには更に1名の救急専門医を確保し、早急に整備できるよう努めています。</p> <p>このような中、長崎市立病院機構の平成28年度の決算は7月から10月までの病床稼働率の低迷等により約1億7100万円の赤字でしたが、11月からは病床稼働率が約80%を維持しており、収支は改善傾向にあります。</p> <p>病院機構においては、今後も健全な運営に努め、累積欠損金の解消及び安定した経営基盤の確立を目指し、取り組んでいきます。</p> <p>長崎市としては、救急医療、周産期医療や結核医療などの不採算医療等に対しては、地方独立行政法人法の規定に基づき、平成30年度においても引き続きその経費の一部を負担することとしています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	高齢者すこやか支援課 介護保険課 地域包括ケアシステム推進室
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (5) 介護支援（地域支援事業）や介護予防の強化、地域包括ケアシステムの構築等、介護保険制度の充実と適正化を図ること。			
回 答 長崎市においては、医療や介護が必要になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるために、医療・介護・予防・生活支援・住まいを切れ目なく一体的に提供する「長崎版地域包括ケアシステム」の構築に向けて分野ごとの課題を整理しながら、取組みを進めています。 特に、高齢者がなるべく要介護状態に移行しないよう、また要介護になっても悪化しないように介護予防事業を推進することが重要です。 長崎市では、平成 29 年度から開始した新しい総合事業により、これまで全国一律であったサービスを、長崎市の実情に応じたサービスとして見直しました。 これにより、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組みを推進するとともに、介護予防を機能強化するため、新たにリハビリ専門職が自宅を訪問する訪問型短期集中サービスや地域リハビリテーション活動支援事業に取り組むほか、通所型サービスとして、自立に向けた短期集中型通所サービスや半日利用のミニデイサービスを実施しています。 また、長崎市では平成 29 年度からリハビリ専門職が多い医療機関等を「在宅支援リハビリセンター」と位置づけ、介護職に対する自立支援の視点への働きかけや地域に根差した介護予防のための支援など、地域の関係職種が連携して行う地域リハビリテーションの基盤づくりに取り組みはじめたところです。 介護保険制度の適正化については、介護予防事業の推進と併せて、介護保険制度の運営の要である介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上を図るとともに、給付が適正に行われているか、また、利用者の自立支援につながるサービスの提供が行われているかなどを検証するため、ケアプランの点検を年次計画に沿って実施するなど、介護事業者に指導・助言を行う介護給付等費用適正化事業の取組みに力を入れていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	高齢者すこやか支援課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (6) 高齢者が安心して暮らすことができる社会の実現を行うこと。 ①交通費助成の IC カード化を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>「長崎スマートカード」は、導入後 10 年以上が経過し、カード及びその運用システムが老朽化していること、全国相互利用交通系 IC カードとの互換性がなく利用者の利便性向上を図る必要があることなどから、長崎自動車株式会社及びさいかい交通株式会社を除く県下 8 交通事業者が平成 31 年度から 32 年度にかけて「全国相互利用カード (nimoca)」の導入に向けた準備をしていくことが、平成 29 年 6 月に新聞報道されました。</p> <p>一方、長崎自動車株式会社及びさいかい交通株式会社は、平成 31 年度を目途に独自の地域 IC カードを導入することが、同年 11 月に新聞報道されましたが、今後も交通事業者の動向等について、情報把握に努めていきます。</p> <p>高齢者の交通費助成については、現在バス、電車、タクシー、船舶の区分で利用券を交付していますが、対象者への交付率は約 94%であり、そのうち約 49%の 3 万 7 千人がバス及び電車を利用しています。</p> <p>高齢者の交通費助成の IC カード化は、利便性の向上と車内での事故防止など安全面からも有効であると考えており、長崎県下における新たなカード導入の検討状況を注視しながら、引き続き交通事業者と協議していきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部	地域コミュニティ推進室
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(7) 仮称「地域コミュニティ連絡協議会」の設置については、地域事情に合わせ自治会や各種団体などへの十分な説明と、地域住民の意見を聴取し十分な理解のもと進めること、また、地域の担い手が少ない小規模なコミュニティに対しても積極的な支援を行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>人口減少や少子化・高齢化が進展するなか、地域では一人暮らしや高齢者世帯の増加、生活スタイルや価値観の多様化などにより、地域のつながりが希薄になり地域活動への参加者が減少しています。</p> <p>また、個々の団体だけでは解決が難しい課題に直面していたり、担い手不足により活動が難しくなっている状況も見受けられます。</p> <p>そのような中、地域の皆様に、自らの地域の将来を見据え、安全・安心に暮らすことができるように地域の力を集める組織として「(仮称)地域コミュニティ連絡協議会」を設立していただき、その中で具体的な取組みを考え、実行していただくというしくみを検討しているところです。長崎市は「人」、「拠点」、「資金」の3つの視点から応援していきたいと考えています。</p> <p>このしくみの素案については、市内を17ブロックに分けて、平成29年4月から6月までに地域説明会を開催し、自治会をはじめ様々な団体に参加していただきました。</p> <p>さらに、現在小学校区を範囲として説明会を開催しており、1月26日現在で69の小学校区のうち、60の小学校区で開催しています。</p> <p>しくみの制度化にあたっては、市議会や地域説明会、地域活動団体などの市民等で構成される「長崎市地域コミュニティ推進審議会」において、意見をお聴きしているところです。</p> <p>平成30年度は、地域コミュニティ連絡協議会の運営及び活動への支援について検証を行うため、モデル事業を実施したいと考えています。その実施状況を踏まえて、しくみの検証を行うとともに、制度継続のための条例化の検討を行い、平成30年度後半からの市内全地区で本格実施を目指します。</p> <p>なお、地域コミュニティ連絡協議会を設立することにより、地域の各種団体のつながりが強まり、若い世代など新たな人材や担い手の発掘が期待されます。</p> <p>今後とも、地域コミュニティ推進室及び総合事務所、地域センターが連携し、地域コミュニティ連絡協議会設立への取組みをはじめ、地域の担い手の発掘や育成など、地域づくりに係る各種支援を行っていききたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	障害福祉課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (8) 障がい者自立支援法の趣旨を活かし、障がい者の自立と社会参加の促進を図ること。 併せて、長崎市障がい者差別禁止条例の制定を行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>障害者自立支援法は、平成 25 年 4 月に法律の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改められ、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は「共生社会を実現するため、社会参加の機会が確保されること」及び「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと」並びに「日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去」に資するよう総合的かつ計画的に行うことが定められています。</p> <p>長崎市では、障害者総合支援法に基づき障害福祉サービス等の提供基盤の整備に関する「長崎市第 4 期障害福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）」を策定し、障害者の自立と社会参加の実現を基本とする同計画のもと、地域で安心して生活できる住まいの場であるグループホームや、経済的自立を支える就労移行支援、就労継続支援等の充実を図り、また、身近な地域で障害者等やその家族の困りごと等の相談を受け、必要に応じて障害福祉サービスの円滑な利用支援が行えるよう相談支援体制の充実・強化に取り組んでいるところです。</p> <p>また、障害者に対する差別の解消については、長崎県により平成 26 年 4 月に「障害のある人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が施行され、市町の役割として「市及び町は、基本理念にのっとり、県との適切な役割分担を踏まえて、その地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。」と規定されています。</p> <p>長崎市では、平成 26 年 3 月に策定した「長崎市第 3 期障害者基本計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」において、障害を理由とする差別の解消に向けた取組みを掲げ、平成 29 年 4 月には障害者差別解消法の規定に基づき、「長崎市職員対応要領」を制定したほか、長崎市の障害者支援の取組みに関する情報を発信し、障害及び障害者に対する正しい知識の普及及び理解促進に努めているところです。</p> <p>今後も、障害者差別解消法や長崎県の条例、長崎市の取組みなど、必要な情報を発信し、条例制定を含めた障害者差別解消に係る施策の方向性について、障害者団体等のご意見を伺いながら考えていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部 市民生活部	文化振興課 スポーツ振興課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (9) 文化・芸術活動とスポーツ・レクリエーションの振興を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市の文化・芸術活動の振興については、「第四次総合計画後期基本計画」に掲げる「芸術文化あふれる暮らしの創出」を目指して、「長崎市市民文化活動振興プラン」に基づき、学校など身近な場所に演奏家を派遣する「アウトリーチコンサート」や、子どもたちが夏休み期間中にアーティストとともに演劇作品を創り、公演する「こども演劇体験教室」、アーティストが滞在し、地域の皆さんと交流を行う「アートプロジェクト」の開催など、市民が身近に文化・芸術に触れる機会の創出に努めています。</p> <p>また、市民が自主的に文化・芸術活動を活発に行えるよう、市民団体の発表の場を創出する市民音楽祭などの事業の実施や、公会堂の閉館に伴い市民の文化・芸術活動の発表及び鑑賞の機会を新たに創出するため、平成 28 年度からはこれまで実施していた「まちなか音楽会」に舞踊・ダンスや演劇のステージを加え、「Nagasaki まちなか文化祭」として事業を拡大するほか、平成 30 年度には、長崎ブリックホールが開館 20 周年を迎えることから、市民団体など、日頃から文化・芸術活動に取り組む市民の方々が一堂に会し、ブリックホールを舞台に多彩な分野の発表を繰り広げる市民参加型の記念事業の実施を検討しています。そのほか、市民団体が行う文化事業への助成等を行っているところです。</p> <p>今後とも、市民が身近な場所で気軽に優れた芸術文化を楽しむことができる機会の創出に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>次に、スポーツ・レクリエーションの振興については、市民の健康増進とスポーツ人口の底辺の拡大を図るため、「レクリエーション・スポーツ教室」「スポーツ少年団スポーツ交歓会」「市民体育・レクリエーション祭」「長崎ベイサイドマラソン」及び「長崎新春駅伝」などの各種スポーツ大会を開催しています。</p> <p>また、地域や学校におけるレクリエーション等の相談に応じて、スポーツ推進委員を講師として派遣し、「ニュースポーツ教室」などを実施するなど、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に取り組んでいるところです。</p> <p>今後とも、平成 27 年 5 月に策定した「長崎市スポーツ推進計画」の「する・みる・支えるスポーツの振興」という基本理念のもと、スポーツを通じてすべての市民が幸福で豊かな生活を営むことができるよう、生涯スポーツ社会の実現に向けた環境整備に取り組んでいきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	スポーツ振興課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (10) スポーツ振興を図るため、各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致および継続した競技力向上対策に努めること。			
回 答 長崎市では「長崎がんばらんば国体」や「ねんりんピック長崎 2016」で高まったスポーツへの関心を維持・充実させるとともに、市内各施設の有効活用を図るためにも、各種スポーツ大会の誘致を進めていきたいと考えています。 現在、ラグビーワールドカップの事前キャンプとして、スコットランドラグビー代表チームが決定していますが、引き続き、公認キャンプの誘致も進めており、併せて東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致にも取り組んでいます。 さらに、平成 28 年 3 月に県内のスポーツコンベンションやスポーツ合宿の誘致などの営業活動をワンストップで行う組織として長崎市を含む県内 93 団体で構成する「長崎県スポーツコミッション」が設立され、長崎市におけるスポーツ大会等の誘致も本コミッションを窓口として取り組んでいるところです。 平成 29 年度からは、長崎市においても「長崎県スポーツコミッション」の補助制度を通し、全国大会等で一定レベルの成績を収めたスポーツ合宿実施者に対し、合宿に要する経費の一部を補助しています。 また、競技力向上対策については、長崎国体に向けて取り組んできたジュニア選手育成の成果と各競技団体における強化事業のノウハウを活かし、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを目標として、さらには国民体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校総合体育大会等の全国大会等で優秀な成績を収めるため、公益財団法人長崎市体育協会を通じて、各競技団体が行う競技力向上対策事業のうち合同練習、遠征試合、優秀チーム・指導者招聘等の経費の一部を補助するなど、主にジュニア層の競技力向上に、引き続き取り組んでいきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	適正配置推進室
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(11) 教育行政について</p> <p>①小・中学校の学校統廃合の実施にあたっては、地域住民・保護者の意向も尊重し十分な理解と協力を得て行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市の小中学校は、多くの学校で小規模化が進んでいる状況にあり、子どもが集団生活の中で活気に満ちた活動ができる学校規模を確保するため、平成 29 年 2 月に「長崎市立小学校・中学校の規模の適正化と適正配置の基本方針」を策定し、4 月には優先的に取り組む学校を対象に具体的な「実施計画（案）」を作成したところです。</p> <p>この「実施計画（案）」は 16 地区 47 校を対象としており、各団体の代表者、役員を含め、地域や保護者の皆様に延べ 100 回（平成 29 年 12 月末現在）を超える意見交換会を行ったところです。</p> <p>意見交換会では、子どもの数が減少している現状は一定のご理解を得られるものの、地域から学校がなくなることへの心配の声のほか、通学距離・時間が長くなることや統合に伴い学習環境や生活環境などが変化することへの不安など、様々なご意見をいただいています。</p> <p>そのような中、琴海地区の尾戸小学校については平成 30 年 4 月に長浦小学校へ統合することが決定したところであり、この他の地区についても、統合を望む声がある地区もあります。</p> <p>また、通学については、統廃合により児童生徒の教育環境の充実を図ることとされていますが、その反面、通学に要する距離・時間が拡大し、児童生徒への負担が大きくなるため、現在の通学費補助の拡大について見直しを図ることとしています。</p> <p>学校は教育の場だけでなく、地域コミュニティの核として、防災や地域交流の場など、様々な機能を併せ持っていることから、地域の皆様の理解を得たうえで、小中学校の規模の適正化と適正配置を進めていきたいと考えています。</p> <p>今後とも、基本方針をもとに地域の実情を踏まえながら、次代を担う子どもをどのような教育環境で育てていくかについて、保護者や地域の皆様と一緒に考えていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	学校教育課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(11) 教育行政について</p> <p style="padding-left: 20px;">②子どもたちに豊かな学びを保障するために、全ての小・中学校で 30 人学級を実現すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>平成 23 年 4 月に一部改正・施行された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、小学 1 年生の学級編制の標準が 40 人から 35 人に引き下げられました。他の学年の学級編制の基準は、小中学校、高等学校ともに 1 学級あたり 40 人です。</p> <p>なお、国は平成 24 年度以降、小学 2 年生の 36 人以上学級を解消するために加配措置により対応しています。</p> <p>長崎県においては、平成 18 年度に「市町立小・中学校学級編制協議取扱要領」を改正し、小学 1 年生は 30 人、小学 2・6 年生と中学 1 年生は 35 人、その他の学年は 40 人という基準で学級編制ができるとしています。</p> <p>長崎市においても、長崎県の基準による学級編成としていますが、小 1 プロブレムや中 1 ギャップ、不登校の課題を解消し、確かな学力の向上や基本的な生活習慣の定着を図るためには、1 学級あたりの子どもの人数を適正にし、一人ひとりにきめ細やかな指導や触れあいを可能とする少人数学級を推進していくことは望ましいと考えています。</p> <p>一方、算数や国語など教科によっては、加配教員が担任と一緒に授業を行う TT（チームティーチング）指導も効果があると考えます。</p> <p>なお、長崎市の平成 29 年度 1 学級あたりの平均人数は小学校 27 人、中学校 30 人となっています。（複式学級を有する学校を除く。）</p> <p>今後とも、学校の実情に応じた少人数教育（少人数指導・少人数学級編制）を行っていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	施設課 総務課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (11) 教育行政について ③教育予算を拡充し、教育環境の充実に向けて計画的な施設整備に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>小中学校の施設整備については、施設の経過年数による保全の必要性、各学校の老朽化の状況や危険箇所を確認した上で優先度を考慮し、施設の機能改善を図っています。</p> <p>特に、子どもの安全に直結するものや建物躯体に影響を及ぼす恐れがある外壁落下防止や雨漏り防止・消防用設備改修については、最優先として迅速な対応に努めています。</p> <p>長崎市の学校施設は、建設後の経過年数が40年を超える校舎が全体の約6割に上ることから、施設の老朽化による改築を含め、計画的な整備を進めていくとともに、建物の長寿命化に向けた対策を講じる必要があると認識しています。</p> <p>また、平成27年3月に策定された全庁的な施設保全計画である「長崎市公共施設保全計画」に基づき、建物の長寿命化に向け定期点検を徹底するとともに、建物機能の劣化を事前に把握し、故障や事故を未然に防ぐ予防保全を実施することとしています。</p> <p>なお、文部科学省より平成32年度頃までに「学校施設の長寿命化計画」の策定を求められており、現在、予防保全の要素を取り入れた全小中学校の個別施設整備計画の策定に向け、改修履歴の整理を行うとともに、平成30年度から平成32年度までの3カ年で、耐力度調査による建物躯体の健全性を把握することとしています。</p> <p>改修にあたっては、教育施設としての性質を踏まえ、児童生徒の安全を最優先に、建物躯体の現状把握、計画的・効率的な改修に努めるとともに、財源となる国庫補助事業については国への要望活動を行うなど財源の確保に努めていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部 教育委員会	こどもみらい課 施設課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(11) 教育行政について</p> <p>④学童保育の改善と充実のため、小学校の余裕教室や学校施設の積極活用を図り、子ども・子育て支援制度や国の基準などに沿って、保育水準（設備の基準、職員数等）の確保を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>「放課後児童クラブ（学童保育）」は、保護者が労働等により昼間不在とする家庭の小学生に放課後の遊びや生活の場を提供するものとして運営されているもので、市内に 92 クラブがあり、5,369 人（平成 29 年 5 月 1 日現在）の児童が利用しています。</p> <p>小学校の余裕教室等の活用については、平成 26 年 7 月 31 日に文部科学省と厚生労働省の連名で策定された「放課後子ども総合プラン」の中で「校外への移動がないことによる児童の安全性の面から、学校教育に支障が生じない限り、転用可能教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の活用を行うこと」とされています。</p> <p>長崎市においても、学校や教育委員会と連携して、学校運営に支障がない範囲で子どもが安全安心に過ごせる放課後等の居場所づくりに努めていきます。</p> <p>また、平成 27 年度から、「長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を施行しており、各放課後児童クラブには施設に関する設備の基準や放課後児童支援員の資格、配置人数等に関する運営の基準を遵守していただいています。</p> <p>長崎市においては、クラブの運営が条例に適合していることや適正な運営がなされているかを確認し、必要な指導を行うことを目的として、平成 29 年度に検査の実施方法及び改善が必要な場合の対応等を定めた「長崎市放課後児童健全育成事業検査要領」を策定しました。</p> <p>今後は、この要領に基づく検査を実施し、「放課後児童クラブ」の一定水準の質の確保とその向上が図られるよう努めていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	学校教育課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (11) 教育行政について ⑤教職員の勤務時間の適正管理のためにカードリーダーを設置し、実態把握を行うとともに業務の見直し・人員の適正配置を行い、長時間勤務の解消を図ること。			
回 答 教職員の勤務時間の適正管理については、労働安全衛生法等の趣旨に沿って、平成 21 年 9 月から小中学校教職員の出退勤時刻の調査を行い、在校時間の実態把握と健康管理に努めています。 校長会・教頭会等においてその実態を知らせるとともに、「定時退校日」や「ノ一部活デー」の設定、メリハリのある勤務、効率的な業務のあり方について指導を重ねているところです。 また、1月あたりの在校時間が通常の勤務時間より 100 時間を超えた教職員と連続する 3 月の平均が 80 時間を超えた教職員に対し、校長が面談を行っています。 さらに、平成 29 年 9 月からは週あたり 20 時間を超える者には注意喚起するなど、教職員自らが適正な健康管理を行えるよう、また、管理職が教職員の勤務時間を適正に管理するよう指導しています。 なお、平成 30 年度には、勤務時間を客観的に把握するためにカードリーダーを設置することとしています。 業務の見直しについては、全教職員に校務用パソコンを整備し、校務支援システム等の IT 化の促進による校務の効率化を進めているところです。 これまでも各学校においては、校務負担の軽減に向けて工夫し、様々な取組みを実践してきましたが、その取組みをさらに進め、実効性を一層高めるために学校・県・市教委が一体となって、取り組むべき事項・事例を整理した行動計画を策定し、その計画に基づき毎年度 1 項目以上の目標を設定し、検証・改善につなげる「プラス 1 推進運動」を平成 25 年度から実施しているところです。 さらに、教育現場には多様なニーズがあることから、教職員以外に特別支援教育支援員や学校相談員、学校サポーター、学校図書館司書等を市独自で配置しており、児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細やかな教育の充実とともに、教職員が子どもと向き合う時間を確保するための環境づくりにも努めていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	総務課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(11) 教育行政について</p> <p>⑥就学援助対象家庭の子どもたちの学習権を保障するために、認定基準は切り下げ前の生活保護基準を用いること。</p>			
<p>回 答</p> <p>就学助成制度は、生活保護法に規定する「要保護世帯」とこれに準ずる程度に困窮している「準要保護世帯」に対して、小中学校の就学に要する経費を援助する制度ですが、このうち「準要保護世帯」への援助は市単独事業です。</p> <p>長崎市における「準要保護世帯」に係る認定基準は、前年度の生活保護基準の1.2倍に設定しています。</p> <p>生活保護基準は、平成25年8月から平成27年4月まで段階的に引き下げられましたが、国から「生活保護基準の見直しに伴う影響ができる限り及ばないようにしてほしい」との通知がなされたことを受け、長崎市では平成29年度の就学援助の認定基準額を引き下げ前の生活保護基準（平成25年4月1日時点）をもとに設定しています。</p> <p>なお、生活保護基準の見直しに伴う就学援助の認定基準のあり方については、国から平成29年10月に改めて同趣旨の通知がなされています。</p> <p>今後とも、就学援助の認定基準については国の通知を踏まえ、他都市の状況も参考に検討していきます。</p> <p>また、就学援助の新入学用品費については、支給単価を「要保護世帯」と同額に設定し、平成29年度入学者から小学校で20,470円から40,600円に、中学校で23,550円から47,400円に増額しており、支給時期も入学前としているところです。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	学校教育課 施設課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(11) 教育行政について</p> <p>⑦小中学校の教育施策については、計画段階から現場の意向も尊重し実施すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>小中学校の教育施策については、小中学校長会を通して、学校現場の意見を聴きながら、その実現に努めているところです。</p> <p>また、近年、国の教育施策はグローバル化への対応や学力向上、いじめ問題への対応など、多岐に渡りますが、今後も必要に応じて研修会を開催したり、校長会やPTA 連合会等で説明を行ったりするなど、各学校で教育施策の円滑な実施を図ることができるよう推進していきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	障害福祉課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (12) 手話言語条例の早期制定を行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>手話は、聴覚障害者への日常生活の支援と社会参加の促進に向けた重要なコミュニケーション手段の一つであり、平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法においても、言語としての定義がなされたところです。</p> <p>長崎市では、これまでも手話通訳者を市役所及び障害福祉センターに常駐させるほか、養成講座等を開催し、登録手話通訳者の確保に努め、様々な長崎市の行事への派遣のほか、行政手続きや通院等に際しての支援を行うなど、聴覚に障害のある方に対し、手話を通じたコミュニケーション支援の充実に努めているところです。</p> <p>手話への理解と普及を促進し、コミュニケーションが図りやすい環境を構築することは、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進するうえでも、非常に重要であると考えています。</p> <p>今後とも、関係団体等とも協議しながら、手話言語条例の早期制定に向けて準備を進めていきます。</p>			

政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担当	環境部	環境政策課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (1) 環境にやさしいまちづくりの推進 ①地球温暖化対策に向けて、長崎市として積極的な施策を展開すること。			
回 答 地球温暖化対策については、中・長期的な視点に立った戦略的な対策が必要であることから、平成 21 年 3 月に策定した「長崎市地球温暖化対策実行計画（平成 28 年度改訂）」において、2007 年度（平成 19 年度）を基準年として、長期的には 2050 年度までに温室効果ガスを 80%削減することを目指し、中期的には 2030 年度までに 43%削減する目標を掲げ、目標達成に向けた中期削減戦略とその道筋を示す行程表を策定しています。 本計画の平成 28 年度から 5 年間の実施計画である「重点アクションプログラム」では、特に重点的かつ横断的に取り組むべき施策として、「スマートムーブの推進」「再生可能エネルギーの導入促進」「リフューズ（断る）とリユース（再使用）の推進」「『ながさきエコライフ』の取組みの浸透と拡大」を掲げ、推進しています。 地球温暖化対策の着実な推進にあたっては、市民、事業者、行政が連携して取り組むことが重要であることから、市独自の市民の身近な環境行動を促進する「ながさきエコライフ」の取組みや市民、事業者、行政が連携して再生可能エネルギーを推進する「ながさきソーラーネットプロジェクト」に取り組んできました。 また、国が推進する低炭素型の「製品」、「サービス」、「ライフスタイル」など温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしようという国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」についても、長崎市版「COOL CHOICE」運動推進事業として、「ながさきエコライフ」の取組みと併せて、関係団体と連携しながら、市民生活に身近な自動車、住宅、家電について、市民の省エネ行動を促進し、CO ₂ 削減につながる取組みを行っています。 平成 28 年度からは、幅広い市民の身近な環境行動を促進するため、市民主体の環境活動の拠点として「サステナプラザながさき（長崎市地球温暖化防止活動推進センター）」を設置するとともに、地域団体等と連携して環境活動を積極的に行う学校を「ながさきサステナスクール」として支援し、未来を担う子どもへの環境教育を推進する取組みなど、持続可能な地域づくりを担う人材育成（EDS）を進める「ながさきサステナプロジェクト」に取り組んでいます。 地球温暖化対策については、市民一人ひとりの日頃の小さな積み重ねが未来につながることから、市民、事業者、関係団体と連携を深めながら、市民の自発的かつ継続的な環境行動を促進するための積極的な施策の展開に努めていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	環境部 商工部	環境政策課 産業雇用政策課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (1) 環境にやさしいまちづくりの推進 ②再生可能エネルギーの普及促進を図ること。			
回 答 <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故（平成 23 年 3 月 11 日）を契機に、全国的により安全で安心な再生可能エネルギーへの転換が求められています。</p> <p>長崎市は、平成 23 年の平和宣言の中で「長期間を要するとしても、より安全なエネルギーを基盤にする社会への転換を図るために、原子力にかわる再生可能エネルギーの開発を進める必要があります。」と表明しています。</p> <p>私たちの暮らしや社会を支える基盤であるエネルギー施策を考える上では、長期的な国全体のエネルギー政策として、より安全なエネルギーを基盤とする社会への転換を図ることが重要です。</p> <p>そのためには、再生可能エネルギーの開発が進み、安全・安心なエネルギーを基盤とする環境にやさしいまちづくりの推進が図られる必要があると考えています。</p> <p>長崎市においても、再生可能エネルギーを地域自らで創り出す「創エネルギー」を推進しており、平成 25 年度から取り組む「ながさきソーラーネットプロジェクト」を着実に実施するとともに、平成 28 年度からはごみの焼却熱を利用した高効率なバイオマス発電設備を有する西工場が稼働しています。ごみ発電設備の出力は、東工場が 2,000kW、旧西工場が 1,992kW であったのに対し、新たな西工場は 5,200kW となり、2.5 倍以上の発電能力を有する施設です。</p> <p>また、海洋再生エネルギーについては、主に県内企業で組織する「長崎海洋産業クラスター形成推進協議会」を中心に取組みが進められており、平成 26 年度に国から選定された県内の 3 海域（五島市：浮体式洋上風力、潮流、西海市：潮流）の実証フィールドにおいて、複数のプロジェクトが進行しています。長崎市では、新たな成長産業として位置づけられる海洋再生エネルギー産業に進出しようとする企業に対し、資格取得による人材育成を支援し、製造業の将来にわたる安定的な雇用創出と競争力強化に取り組んでいます。</p> <p>また、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて、「長崎市地球温暖化対策実行計画協議会」に「再生可能エネルギー導入促進部会」を設置し、再生可能エネルギーを最大限導入し、地産地消するための方策について検討を進めており、長崎市が有する再生可能エネルギーの更なる活用についても検討していきます。</p> <p>今後とも、関係団体と連携しながら長崎の地域特性に応じ、地域活性化につながる再生可能エネルギーの地産地消を進め、自立・分散型エネルギーシステムの構築を図っていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	理財部 環境部	契約検査課 検査指導室 環境政策課 廃棄物対策課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (2) 省資源、循環型、低炭素社会への推進 市発注の工事・物品にリサイクル製品等を積極的に活用し、リサイクルの向上とゴミの減量化を図り、循環型社会の構築を図ること。			
回 答 循環型社会の構築については、リサイクル製品の活用と資源物の再商品化が重要であると認識しています。 まず、建設工事におけるリサイクルについては「建設副産物処理要領（長崎市）」に基づき、契約図書である現場説明書に契約の条件として再生アスファルトや再生砕石などの再生資材の利用を明示しています。 また、建設工事で発生するコンクリート殻やアスファルト殻なども、同要領に基づき、再生資源化等を行う施設名や搬出する数量を現場説明書に明示して契約の条件とするとともに、工事の着工前には「再生資源利用計画書」、完了後には「再生資源利用実施書」を提出させ、施工中及び完了後に建設副産物のリサイクルに係る再資源化が適正に行われているか、確認しているところです。 なお、建設工事に使用するリサイクル製品の積極的な活用については、長崎県リサイクル製品等認定制度で規定した品質を満たし、基本単価一覧表に掲載されているリサイクル建設資材の使用を推進しています。 次に、物品購入については「長崎市グリーン購入判断基準」に基づき、国の「環境物品等の調達に関する基本方針」の基準に合わせた文具類やOA機器等の物品購入を進めることにより、環境負荷の低減に努めています。 このほか、容器包装リサイクル法に基づき、ごみとして収集されたプラスチック製容器包装（5,898t）のうち、長崎市がリサイクル処理の義務を負う市町村負担比率分（1%）を市内の事業者へ委託し、廃棄物固形燃料（RPF）の原料に供しています。 また、資源ごみで収集されたその他の色のびん（1,208t）のうち、長崎市がリサイクル処理の義務を負う市町村負担比率分（8%）及び選別時に生じるびん残渣を市内の事業者へ委託しており、これらのガラス類は再生砂となり、建設資材として利用されています。 さらに、資源ごみ選別時に生じるプラスチック残渣についても売却し、プラスチック製品の原料に供しています。 今後も、リサイクル製品等を積極的に活用し、環境に配慮した発注に努めるとともに、資源物の再商品化を進めながら、循環型社会の構築を更に推進していきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	環 境 部	環 境 政 策 課
<p>事 項</p> <p>3. 環境と共生するまちづくり (3) 市民や各種団体との協働による地球環境保全対策の推進を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>地球環境保全対策の推進については、地球温暖化やオゾン層破壊、酸性雨問題等への対応に向けた温室効果ガスの削減をはじめとする環境負荷の低減を図るため、行政だけではなく、市民と協働で取り組むことが重要であると考えています。</p> <p>全市的な環境行動の実践としては、平成 22 年度から市民が環境行動を実践するためのきっかけづくりとなる「ながさきエコライフ・フェスタ」、環境行動を実践する「ながさきエコライフ・ウィーク」、環境行動を継続していく「ながさきエコネット」の3段階からなる「ながさきエコライフ」の取組みを進めています。なお、市民ネットワーク「ながさきエコネット」では、市内の活動団体を中心として「ながさきエコライフ・フェスタ」の企画・運営等を行うなど、市民協働の取組みを進めてきました。</p> <p>また、市民・事業者・行政の連携により、再生可能エネルギーを推進する「ながさきソーラーネットプロジェクト」では、市直営によるメガソーラーの設置、民間企業への公共施設の屋根貸しや土地の提供、市民ファンド事業に対する連携支援を行っています。</p> <p>このうち、長崎市が整備したメガソーラー発電所から生まれる売電利益を市民に還元するため「ながさきエコライフ基金」を平成 27 年 4 月に創設し、平成 28 年度からは本基金を活用し「ながさきサステナプロジェクト」として、人と人のつながりを育む「持続可能な開発のための教育 (ESD)」に取り組むなど、持続可能な地域づくりを担う人材育成を進め、市民の自発的かつ継続的な環境行動を促進しているところです。</p> <p>具体的には、市民主体の環境活動の拠点として「サステナプラザながさき (長崎市地球温暖化防止活動推進センター)」を開設するとともに、地域団体等と連携して環境活動を積極的に行う学校を「ながさきサステナスクール」として支援し、子どもたちと地域との連携を深めながら、学校における環境教育を進めています。</p> <p>また、国が推進する地球温暖化対策に向けた国民運動「COOL CHOICE (賢い選択)」の取組みについても長崎市版「COOL CHOICE」運動推進事業として、関係団体等と連携しながら、市民生活に身近な自動車、住宅、家電について、市民の省エネ行動を促進し、CO₂削減につながる取組みを行っています。</p> <p>平成 30 年度は、地元大学と連携してごみ分析等の調査を実施し、温室効果ガス削減を考慮に入れた、今後のごみの分別や収集、処理のあり方について、検討していきます。</p> <p>今日の広範多岐にわたる環境問題の多くは、日常生活や事業活動に伴う環境負荷の増大が大きな要因となっており、市民一人ひとりが自ら考え行動するとともに、市民・事業者・行政が一体となり、地球環境保全対策に取り組む必要があることから、今後も市民や各種団体との協働により更なる対策の推進に努めていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	環境部 水産農林部	環境政策課 水産振興課 農林振興課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (4) 山と海に恵まれた自然の保全と活用を進めること。			
回 答 <p>「長崎市第二次環境基本計画」の基本目標の一つに「豊かな自然と共生し、身近に自然を感じられるまち」を掲げています。自然の保全については、希少動植物の保護対策として、「長崎市レッドリスト」に選定されている希少な動植物の適切な保護と生息環境の保全・創出に努めており、平成 28 年度にはリストを見直し、市民へ情報提供しています。また、外来種問題についても、「長崎市外来種リスト」を活用し、市民の意識の高揚と外来種の拡大抑制に取り組んでいきます。さらに、自然環境の情報誌「自然環境ガイドブック」等による自然環境の情報発信や親子環境教室等による自然とのふれあいの場の創出により、市民が自然の風景や希少動植物などに触れることで、自然への理解や環境意識の啓蒙、自発的自然保護を図っています。</p> <p>森林は木材生産のほか水資源確保、山地崩壊防止、大気浄化、地球温暖化防止等の公益的機能により、生活環境の向上に貢献しており、これらの機能が十分に発揮されるよう「長崎市森林整備計画」を定め、森林の適正な保全に努めています。</p> <p>現在、木材利用の低調により林業活動の停滞による森林の荒廃が懸念されることから、「長崎市公共建築物等木材利用促進方針」に基づき、市有林の間伐材を活用した木製品を間伐材加工所で製作し、自治会等への提供や公共施設の木質化など地域産材の積極的な利用促進と併せて、関係機関と需要に対応できる供給体制の構築に努めています。</p> <p>さらに、森林ボランティア団体や学校などが実施する森林整備活動、植樹活動、森林学習活動などの取組みを支援し、森林の適正な保全につなげていきたいと考えています。</p> <p>また、森林に親しみ、自然を体験するために、「市民ふれあいの森」を開設し、遊歩道や休憩施設の整備、長崎市民の森の森林体験館での森林学習スペースや木工体験コーナーの常設、自然観察会などの各種イベントを実施し、市民の利用促進に努めています。</p> <p>海的环境保全については、生産性豊かな海を創造するため、専門家等のサポートを受けながら、漁業者を中心とした活動グループが藻場再生活動や漂着物、堆積物の処理に取り組むとともに、地域で水産業への理解を深めてもらうため、小中学校等で教育・学習活動に取り組んでいます。また、平成 29 年度からは海底耕うん等の取組みに対し、長崎県や他市町と一体となって支援しており、今後も地域や関係機関が一体となり行う漁場環境に対する取組みを支援し、安定した水産資源の回復につなげていきたいと考えています。</p> <p>さらに、海の活用については、漁業体験などを通して海に親しんでもらい、地域の人と交流を図っていただくようなツーリズムのメニューを設けています。</p> <p>今後も、自然環境保全に向けた自然保護意識の啓発に取り組むとともに、豊かな自然を活用し、ふれあいの場の確保や機会の提供に努めていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	水産農林部	農林振興課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (5) 自然体験型公園等（いこいの里、市民の森等）の整備を進めること。			
回 答 いこいの里は「市民参加で創る、人と自然のつながりを思い出し体感する場」及び「食農教育」をコンセプトに平成 21 年度から「いこいの里再整備事業」として、あぐりの丘地域、里山再生地域及び森林地域のそれぞれの特徴を活かして、ちびっこ広場、ふれあい動物広場、親水広場や棚田・ほ場・散策路などの整備に取り組んできました。 また、多くの市民に利用していただけるよう中長期的な観点に立ち、市民協働による新たな運営の仕組みづくりに取り組んでおり、活動団体数、プログラム数、参加者数とも着実に増え、平成 28 年度の来園者数が昨年につき 30 万人を超えるなど、賑わいの創出につながっています。 現在、民間のノウハウを活かし、さらに魅力的な施設を目指すよう指定管理者制度導入の検討を進めています。 引き続き、いこいの里の来園者の増加を促し、賑わいを創出し続ける市民協働型の仕組みづくりを進め、自然体験ができる施設の整備に努めていきたいと考えています。 また、森林及び林業に関する理解や自然愛護に対する意識高揚に資することを目的とする「市民ふれあいの森（長崎市民の森、岩屋山の森など 5 地区）」においては、多くの市民が安全で利用しやすい施設となるよう遊歩道や案内板、東屋等の整備を行っており、今後とも、市民のご意見をお聴きしながら、施設整備や維持管理に努めていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	産業雇用政策課 商業振興課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (1) 地場企業の育成と商店街の振興 ① 中小企業経営安定支援策の充実を図るとともに、支援制度の利用促進を図ること。			
回 答 長崎市では、平成29年9月に「第四次経済成長戦略」を策定しており、「競争優位を備えた魅力ある企業群を創出」することを基本方針とし、地場企業の育成と商店街の振興への取組みを進めているところです。 経営安定支援策については「長崎市中企業融資制度」により、金融機関への預託を通じ、長崎県信用保証協会とも連携し、中小企業の事業運転や設備投資に係る資金の円滑な調達につなげるとともに、その際に生じる信用保証料の一部または全部を補給し、中小企業の経費負担の軽減を図っています。 この制度に加え、商工部内に金融の専門相談員を配置し、きめ細やかな対応により融資制度の利用促進を図り、中小企業の経営の健全化及び事業の安定化に努めています。 商店街の振興については、「商店街持続化推進事業」により、商店街の課題解決に向けた実践的取組みを行い、持続的な商店街活動につなげていくための仕組みづくりを図っていきます。 また、経営基盤を支える人材確保については、地場企業の情報発信を第一の命題として、ケーブルテレビ「ながさきキラリ☆カンパニー」を軸とした企業情報の発信を行い、若年者だけでなく、保護者や学校の就職支援担当者にも情報が届くよう取り組んでいます。 長崎市としては、中小企業のニーズの把握等に努めながら、中小企業の経営安定支援策の充実を図っていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	産業雇用政策課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (1) 地場企業の育成と商店街の振興 ②ものづくり産業（中小企業）への行政支援と、きめ細かな経営支援を図っていくこと。			
回 答 長崎市は平成29年9月に「第四次経済成長戦略」を策定しており、「船」、「食」、「観」については、引き続き重点分野として位置づけています。 特に「船」を担う造船造機産業は長崎市の基幹産業であり、出荷額及び雇用の分野において、地域経済を牽引する役割を果たしていることから、人材育成や取引拡大などに対する支援を、引き続き実施しています。 人材育成については、若手技能者に対する技術・技能の伝承や中堅技能者に対する造船造機技術指導員の直接指導による高度な技術習得のほか、新入造船マンに対しては長崎地域造船造機技術研修センターによる新人研修を実施し、これまで延べ310名が参加し、技術・技能の伝承を図っています。 また、海洋再生エネルギー産業に進出しようとする企業への支援も、引き続き実施しています。 さらに、平成28年に引き続き、長崎工業会による「カイゼン活動」や「人材育成」などの取組みに対する支援、「優れモノ認証制度」等による販路拡大支援、大手企業OBの中小企業コーディネーター等による相談・指導を行っています。 今後とも、引き続き長崎県や関係団体と連携し、地場企業の人材育成や経営力向上に向けた支援に取り組んでいきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部	観光推進課 観光政策課
事 項 4 産業活動を育む活力あるまちづくり (2) 地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造 ①国際クルーズ船、世界新三大夜景、世界遺産の構成資産等を活かした観光振興策の充実と観光長崎のアピールを強めていくこと。			
回 答 国際クルーズ船の誘致については、長崎港は景観の美しさや市街地へのアクセスの良さなどから、日本有数のクルーズ港として、クルーズ市場において高い評価を受けています。 また、中国のクルーズ市場の拡大に伴い、平成 29 年のクルーズ客船入港数は過去最高の 267 隻となりました。 近年は、クルーズ客船誘致の都市間競争が激化していることから、関係機関と連携して乗船客が快適に滞在を楽しむ取組みを行うとともに、長崎港における多言語版マップ等の配布、観光案内及び民間と連携した外貨両替の実施などによる受入態勢の充実を船会社等にアピールすることで、更なる寄港増につなげていきます。 次に、夜景観光については長崎の夜景が世界新三大夜景・日本新三大夜景に認定されたことで、観光素材の目玉の一つとして、PR の強化を図っています。 また、長崎市は平成 29 年 4 月に観光立国の実現に向けて景観の優れた都市の更なる魅力向上を図る「景観まちづくり刷新モデル地区」に選定されおり、中・近景及び遠景の視点から夜間景観整備を行うこととしています。5 月には「環長崎港夜間景観向上基本計画」を策定して、基本方針や重点整備エリア等を整理するとともに、11 月には出島のライトアップの整備を完了しました。今後も、平和公園エリアや東山手・南山手エリア等の整備に積極的に取り組んでいきます。 次に、世界遺産の構成遺産を活かした観光振興策については、長崎駅かもめ広場内に世界遺産案内所の設置や構成資産周辺での誘導員配置など、来訪者の受入態勢の充実や満足度向上を図るとともに、地域及び民間活力を活かし、経済波及効果を高める取組みを積極的に進めています。 平成 28 年 1 月には、長崎市は釧路市や金沢市とともに、外国人観光客を地方へ誘客するモデルケースを確立する「観光立国ショーケース」に選定されました。 このことにより、国の集中的な支援を受けながら、世界遺産等の特色ある観光資源や世界新三大夜景などの強みを活かし、宿泊滞在型観光を積極的に推進し、経済の活性化を図っていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部	観光推進課
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (2) 地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造 ②世界遺産登録を契機に新たな観光ルートの開発により、交流人口の拡大に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>世界遺産登録を契機とした新たな観光ルート開発については、世界遺産としての価値の理解に重点をおき、各種媒体を通してわかりやすくストーリーを伝えながら、旅行意欲を喚起するとともに、構成資産を単体で紹介するのではなく、構成資産以外の関連施設も併せて価値や関連性を説明し、一連の観光ルートとして発信しているところです。</p> <p>着地型周遊ルートの旅行商品として、平成 29 年度は一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会が「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である外海地区の「出津教会堂」や「大野教会堂」を巡るバスツアーを造成しています。</p> <p>また、構成資産を保有する五島市、平戸市や熊本県天草市等の他都市と連携して、潜伏キリシタンゆかりの地を巡るツアーを企画するなど、各地に点在する資産を活用した新たな広域周遊ルートを造成しています。</p> <p>外国人観光客の誘致については、巡礼ツアーのニーズがある韓国やフィリピンを中心に現地旅行会社やメディアの招請を行い、商品造成や PR 促進を図った結果、同国からの巡礼ツアーが順調に伸びています。</p> <p>今後は、更に欧州への情報発信にも力を入れ、欧州における巡礼ツアーの需要喚起につなげていきます。</p> <p>今後とも、世界遺産登録を契機として、構成資産や関連資産、四季折々のイベント、夜景、食などの様々な長崎の魅力を組み合わせて、新たな観光ルートの開発を促進し、交流人口の拡大に努めていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部	観光推進課
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり</p> <p>(2) 地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造</p> <p>③観光立国ショーケース、長崎市版 DMO の取り組みについては、官民一体となる取り組み体制を構築し、マーケティングの実施や戦略策定など、早急に具体的な取り組みを示すこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市は、平成 28 年 1 月 29 日に釧路市や金沢市とともに、外国人観光客を地方に誘客するモデルケースを確立する「観光立国ショーケース」に選定され、平成 29 年 3 月 31 日に観光庁から具体的な実施計画が公表されたところです。この計画に基づき、2020 年までに多くの外国人観光客に選ばれる国際観光都市の実現を目指し「観光資源の磨き上げ」「ストレスフリーの環境整備」「海外への情報発信」「日本版 DMO の確立」の 4 つの取組みに対し、関係省庁が連携した強力な支援が受けられることとなっています。</p> <p>「観光資源の磨き上げ」については、「明治日本の産業革命遺産」「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の保存・活用及び世界新三大夜景の更なる魅力向上を図るとともに、外国人観光客の満足度を高める体験型・滞在型コンテンツの充実を図っていきます。</p> <p>「ストレスフリーの環境整備」については、公衆無線 LAN 環境の向上や商店街など民間と連携したキャッシュレス化の推進など、外国人旅行者が一人でも周遊・滞在を楽しむための環境整備を行うとともに、地域消費の拡大につながる取組みを進めていきます。</p> <p>「海外への情報発信」については、2019 年ラグビーワールドカップ日本大会及び 2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会を見据え、最重要市場のアジアだけでなく欧州やオーストラリアを対象市場に加え、羽田空港・成田空港利用者の国内線・JR パスを活用した誘客にも努めていきます。</p> <p>「日本版 DMO の確立」については、平成 28 年 4 月 22 日に観光庁から長崎国際観光コンベンション協会が「日本版 DMO 候補法人」に登録され、同年 7 月「長崎市版 DMO 推進本部」を設置しました。現在、プロパー職員 3 名及び民間派遣の 2 名の計 5 名体制により、インバウンドを中心とした事業を推進しています。</p> <p>平成 28 年度は、長崎経済同友会をはじめとする経済団体や民間企業、市民を対象とした DMO への理解を深めるセミナーを開催するなど意識醸成を図るとともに、ビッグデータ等の分析に基づき、5 年間の「長崎市版 DMO インバウンド戦略」を策定しました。</p> <p>また、現在 ICT を活用した情報発信や本格マーケティングに着手すべく様々なウェブサイト統合を進めるとともに、多様な主体のプラットフォームの形成に向け、外部の専門家のアドバイスを受けながら、キックオフミーティングの準備を進めています。</p> <p>観光事業者のみならず、これまで観光に直接関わりのなかった農林・水産業等の様々な分野の事業者も当事者として参画して、長崎のまちの特性にあった「長崎市版 DMO」を確立するために、官民一体となった体制構築に努めていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部 文化観光部	世界遺産推進室 観光政策課
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり</p> <p>(3) 歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進</p> <p>① 「明治日本の産業革命遺産」の受け入れ体制や稼働資産の保全、端島（軍艦島）の保全管理など、諸課題の解決に向け万全を期すこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>「明治日本の産業革命遺産」の受入体制については、世界遺産を目的に来訪する観光客に対応するため、長崎駅かもめ広場に世界遺産案内所を設け、グラバー園にインフォメーションコーナーを設置しています。</p> <p>また、小菅修船場跡では地元の協力により、土・日曜日を中心として来訪者を案内しているほか、三菱重工業株式会社長崎造船所は旧木型場（三菱史料館）へ見学用のシャトルバス（長崎駅発着）を運行しており、内部見学が可能な体制を整えています。</p> <p>併せて、旧グラバー住宅、小菅修船場跡、高島炭坑（北溪井坑跡）及び旧木型場（三菱史料館）には、資産の価値等を情報提供する機器（スマートフォン等）を設置するなどの取組みを実施しています。</p> <p>三菱重工業株式会社長崎造船所が所有する4つの稼働資産の保全については、通常の維持管理は所有者が行い、世界遺産価値を保つために特別な整備が必要となった場合は、所有者・国・県・市の役割分担を協議することとしています。</p> <p>また、端島（軍艦島）については、島全体を守る護岸遺構と擁壁遺構は健全な状態を維持し、生産施設遺構と居住施設遺構は優先順位を付けたうえで、整備を行うという基本方針のもと「修復・公開活用計画」を策定し、平成30年度からは本格的整備に着手することとしています。</p> <p>今後とも、世界遺産価値を守るための諸課題の解決に万全を期していきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部 文化観光部 水産農林部	世界遺産推進室 観光政策課 水産農林政策課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (3) 歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進 ②「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、世界遺産登録に向け、諸課題の解決に万全を期すこと。			
回 答 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、世界遺産登録に必要なイコモスによる現地調査が平成 29 年 9 月 4 日から 14 日までの日程で実施されました。 現地調査にあたっては、文化庁、長崎県、熊本県、関係市町とともに、事前のシミュレーションを重ね、調査期間中は地域住民のご協力もいただきながら、イコモス調査員へ説明を行った結果、一定の理解が得られたものと考えています。 また、構成資産のうち「外海の大野集落」については、構成資産の範囲が「教会」から「集落」へ拡大されたことに伴い、構成資産である集落全体を面的に保護する必要が生じたことから、歴史、生活、自然、石積み文化、景観構造などの集落調査を実施したうえで、集落の保護措置となる重要文化的景観「長崎市外海の石積集落景観」へ追加選定を行うため、7月に文化庁へ申出を行いました。 その結果、11月17日に開催された文化審議会文化財分科会での審議・議決を経て、文化審議会から文部科学大臣へ追加選定の答申がなされました。これにより、構成資産である「外海の大野集落」は、文化財保護法による万全な保護措置が完了することとなりました。 これまで、世界遺産登録に伴う来訪者の受入態勢として、世界遺産価値の周知のために外海歴史民俗資料館への情報コーナーの設置、集落内への4ヶ国語表記の説明板設置、主要施設への公衆無線LAN環境の整備を行うとともに、構成資産がある出津・大野地区への駐車場やトイレ、遊歩道の整備、道の駅「夕陽が丘そとめ」の免税店化など外国人を含めた観光客の満足度向上に取り組んできました。 さらに、受入態勢の充実を図るため、平成30年度に道の駅のトイレの洋式化やバス駐車スペースの増設を長崎県に要望しているところです。 また、平成30年の世界遺産登録を見据え、民間事業者と連携して着地型旅行商品や周遊ルートの造成、滞在型観光に向けた外海エリアのグリーンツーリズム等を推進し、観光消費の拡大及び来訪者の理解促進に向けた取組みも実施していきたいと考えています。 今後は、イコモスからの追加資料の提出要求等に対応するとともに、市民への世界遺産価値の周知を図るなど、平成30年の世界遺産登録を確実なものとするよう作業を進めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部	都市経営室
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (3) 歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進 ③平成 30 年度の県立図書館移転に伴い、平成 33 年度に開館予定の郷土資料センター(仮称)については、県と更に具体的な協議を行い、基本方針、基本設計に向けた予算措置、整備スケジュールを示すこと。			
回 答 県立図書館の再整備の進捗状況については、長崎県から随時情報提供を受けていますが、長崎県の「『県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター』(仮称)整備基本計画」に基づき、概ね予定どおりに進んでいるとお聞きしています。 大村市に建設中の一体型図書館は、平成 31 年 1 月末に建物が完成予定であり、その後現在の県立図書館から蔵書の移転を行うため、平成 30 年度中には県立図書館が休館に入るなど、長崎市内でも目に見える動きが始まります。 平成 33 年度開館予定の郷土資料センターについては、今後、長崎県において建物の解体や基本・実施設計等の予算が計上される見込みですが、現時点では予算計上時期は未定です。 長崎市としては、整備基本方針のスケジュールに沿った進捗を図るためには、平成 30 年度中の予算措置が必要と考えており、長崎県に対して適切な時期の予算措置を求めていると考えています。 また、これまでも要望している利用者の利便性確保や長崎学研究の充実について、建物の設計や施設運営に十分に反映されるよう、基本設計に入る前から長崎県と具体的な協議を行いたいと考えています。 併せて、県立図書館休館後は一般図書や郷土資料の貸し出し等について、市民への影響があることから、休館から郷土資料センター開館までのスケジュールやその間の貸し出しなどへの対応案を早急に提示していただくよう長崎県に要望しています。 今後も、引き続き、長崎県と協議を進めるとともに、市民サービスへの影響を最小限に抑えるよう努めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部 商工部 文化観光部	都市計画課 産業雇用政策課 観光推進課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (4) 東アジアの玄関口として、物流拠点である小ヶ倉柳埠頭の整備、長崎港のクルーズ船の2バース化を早期実現し、東アジアからの観光客など、人・物の受入体制の充実を図ること。			
回 答 小ヶ倉柳埠頭については、荷役用クレーンであるガントリークレーンが平成29年4月に完成し、7月から供用を開始しています。コンテナヤードも、従来の2倍の広さとなる約2.4haに拡張する工事や貨物の野積み場とする約5haの埋立工事が進められており、荷役能力の更なる向上が図られ、機能拡充が進むものと考えています。 物流については、平成25年6月からの長崎―釜山航路の週3便化や大型客船の建造等の影響もあり、平成26・27年のコンテナ取扱数は過去最高で推移していましたが、平成28年は客船建造遅れに伴い建造部品を保管できず近隣の港に流れたため、輸出入全体のコンテナ取扱数は対前年比18.9%減となりました。そのうち、輸入コンテナ取扱数は建造中の大型客船の資材取扱量が一定ピークを過ぎたことなどから、対前年比24.4%減となり、一方、輸出コンテナ取扱数は為替相場の円安の影響などから、対前年比2.4%増と5年連続で増加しています。 平成29年度は地場企業の貿易活動を推進し、地元経済の活性化を図るため、県市、企業、団体等で組織する長崎港活性化センターにおいて、コンテナ航路の週3便の維持・拡大の取組みとして、県内2地区及び福岡市でポートセミナーを開催し、物流関係事業者と連携した商談会を実施しました。また、平成30年2月頃には首都圏でセミナーの開催を予定しており、今後も長崎地域の貿易の振興のため力を注いでいきます。 次に、平成29年の長崎港へのクルーズ客船の入港状況は、中国クルーズ市場の拡大を背景に、過去最高を記録した昨年の197隻を上回る267隻の入港隻数となりました。 国は、「明日の日本を支える観光ビジョン」の中で「クルーズ客船受入の更なる拡充」を掲げ、クルーズによる訪日外国人旅行者の受入促進を図る方針を示しており、大型クルーズ船が安全に係留できるよう、松が枝国際観光船埠頭を50メートル延伸する工事に着手し、平成30年度の供用を目指しています。 長崎港には、16万トン級まで寄港できる松が枝国際観光船埠頭と7万トン級まで寄港できる出島埠頭の2つの埠頭があるものの、クルーズ客船の大型化に伴い、出島岸壁では対応できない船の入港希望が増えた結果、平成29年は約170隻の受入れを断念したと聞き及んでいます。アジアのクルーズ市場は中国のみならず、東南アジア地域においても潜在的需要があると考えられ、今後も拡大するものと思われれます。 長崎港は、アジアクルーズで地理的優位性を持ちながらも、バース不足により大きな機会損失が発生しており、2バース化の早期実現に向けて、関係部局との連携を強化するとともに、引き続き、長崎県や民間とも連携しながら、国へ働きかけていきます。			

政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部 商工部 まちづくり部	長崎創生推進室 産業雇用政策課 住宅課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (5) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持 ①U・I・Jターンに対する定住支援策を図ること。			
回 答 UIJターン、いわゆる移住に関する相談状況については、年代別・相談内容・相談者の地域別分布をもとに、移住希望者の居住地や内容を分析していますが、相談者の居住地は過半数が東京・大阪・福岡等の都市圏であるほか、相談者の約7割が就職に関心があるとの結果を得ています。 このような状況を鑑み、移住検討者が多い都市圏で移住相談会を実施していますが、平成30年度は東京に次いで相談者の多い福岡での実施回数を増やしたいと考えています。 また、就職については、関係部局はもとより、ながさき移住サポートセンターの就職相談担当者とも連携しながら、支援体制の強化を図っているところです。 長崎市では、平成29年度から専任の移住相談員を配置しており、お盆や正月の帰省時期に合わせ広報紙等も活用して、就職相談を含めた移住相談体制の充実についての周知を図り、UIJターン希望者が相談しやすい環境づくりを進めています。 また、平成29年度から移住者向けの「移住支援空き家リフォーム補助金」を創設し、2件（H29.11.13現在）の申請がなされています。これら住まいに関する取組みをさらにPRし、移住者支援の充実を図っていきます。 なお、地域経済の活性化を図るうえでは、特に労働力となる若年人材の確保が喫緊の課題となっていることから、平成27年度から若年者のUIJターンによる就職・定着に力を入れており、県外の学生や一般若年求職者に対して地元企業の情報等を提供しています。 また、長崎市からの人材流出先となっている首都圏・福岡都市圏の大学や関係機関を訪問し、最新の学生の就職動向の調査も行っています。 さらに、長崎県外で開催される合同企業面談会等に出展して、県外の人材確保に努める地元中小企業に対し、その経費の一部を補助していますが、学生の就職動向の調査結果も踏まえ、より効果的な見直しも検討しながら、引き続き推進を図っていきます。			

政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	産業雇用政策課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (5) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持 ②将来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを強化・推進すること。また、企業誘致についても県と連携を図り、正規雇用の拡大に向けて取り組むこと。			
回 答 若年層の県外流出が続くなか、若年者を地元に着させることは、重要な課題であると認識しています。 若年者の県外流出防止策としては、就職活動前の学生やその親に対して、地場企業の業務内容や魅力を発信することで、雇用のミスマッチを解消し、地場企業の人材確保を支援する「地場企業知名度アップ事業（キラリ・カンパニー）」を実施しています。 また、長崎県が運営する『ながさき県内就職応援サイト「N なび」』の周知を図るとともに、長崎労働局や長崎県と連携して、大学新卒者やUIJターン希望者等を対象とした合同企業面談会や企業研究会を開催することで、若年者の地元定着を図っていきます。 そのほか、UIJターン就職の促進にも取り組んでおり、学生や一般若年求職者に対して地元企業の情報等を提供し、また最新の学生の就職動向調査のために、人材流出先となっている首都圏及び福岡都市圏の大学や関係機関を訪問して、周知・広報活動をしています。 また、県外で開催される合同企業面談会等に出展して県外からの人材確保に努める地元中小・零細企業に対し、その経費の一部を補助しています。 平成 30 年度は、ターゲットを福岡都市圏に絞り込むなど、思い切った工夫を凝らすことや保護者向けのセミナー、採用力向上のためのセミナーなどを検討しており、より採用に結び付く事業として取り組んでいきたいと考えています。 次に、企業誘致については、雇用を拡大し若年層の流出に歯止めをかけるための即効的かつ効果的な施策であると認識しており、長崎県や産業振興財団と連携して強化していく必要があると考えています。 長崎市では、平成 25 年度以降 14 社を誘致し、1,400 人以上の雇用創出につながっており、今後、更に約 1,300 人の雇用計画が見込まれています。このうち、初めて造成した工業団地「長崎テクノヒル茂木」では、平成 27 年 12 月から自動車部品を製造する国内最大手企業の株式会社カネミツの工場が本格稼働し、平成 30 年 1 月から第 2 工場が稼働しています（生産開始は 3 月予定）。 正規雇用の拡大策としては、長崎市企業立地奨励条例の雇用奨励金の交付要件として、立地企業の雇用形態に応じて正規雇用者数を重視した補助を行っており、正規雇用の拡大を促進しているところです。なお、誘致した企業には、立地後のフォローの中で機会があるごとに正規雇用の拡大に向けて検討いただくよう取り組んでいきます。 今後も、国・県と連携を図りながら、若年者の雇用促進及び企業誘致に取り組めます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	産業雇用政策課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (5) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持 ③産学官の連携を図り、活力あるまちづくりに向けて、環境整備の促進を図ること。			
回 答 「長崎サミット」をはじめとする「長崎サミットプロジェクト」は、経済4団体を中心として、長崎大学をアドバイザー、長崎県及び長崎市をオブザーバーとした「長崎都市経営戦略推進会議」を設けて、産学官が連携し地域経済の振興に取り組んでいます。 半年に1回開催する「長崎サミット」は7団体のトップが、同じ立場で一堂に集い、経済振興における課題や取組みの推進について、意見交換しているところです。 本プロジェクトにおいては「基幹製造業」、「観光」、「水産業」、「教育(大学)」の4分野を重点推進項目として掲げ、「長崎都市経営戦略推進会議」に11つのワーキングチームを組織し、具体的な取組みを行っています。 「基幹製造業」分野では、造船・海洋関連産業の人材育成や研究開発拠点整備への取組みを行っているところです。 「観光」分野では、長崎商工会議所青年部による長崎夜景プロモーション実行委員会が葉加瀬太郎氏に依頼して作成された長崎夜曲の活用など、特に夜景を活かした取組みや世界遺産登録、クルーズ客船の観光客への対応についての取組みが進められています。 「水産業」分野では、長崎かんぼこ王国を軸とした水産練り製品の出荷額増へ向けた取組みに加え、「魚の美味しいまち長崎 海の幸グルメクーポン」など長崎の魚を活かした観光推進に向けて取り組んでいるところです。 「教育(大学)」分野では、留学生支援センターと連携した外国人留学生への支援や大学生の地元就職・定着の推進などに取り組んできたところです。 長崎市としては、本プロジェクトが2020年の目指す姿として掲げる「世界に、日本に誇る国際都市長崎」の実現に向けて、今後も産学官連携し力を出し合って、地域経済の更なる振興に取り組んでいきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部 中央総合事務所	産業雇用政策課 生活福祉 1・2 課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (6) 安心して働ける社会環境の確立と格差の是正に努めること。			
回 答 長崎市では、若年者の失業の未然防止、企業への定着促進、雇用のミスマッチの解消のために、インターンシップ事業に取り組むとともに、企業の雇用・就労ニーズの把握や情報収集などに努めています。 また、若年者の地元就職支援の観点から長崎労働局や長崎県との共催による合同企業面談会の開催や「世界遺産と夜景」をテーマに創意工夫を凝らし雇用創出を図る「実践型地域雇用創造事業（厚生労働省委託事業）」に取り組んでいます。また、平成 27 年度からは地場中小企業の知名度の向上を図る事業や UIJ ターンによる就職促進事業等にも取り組んでいます。 さらに、未就職者の就職と収入増を図るため、長崎労働局との共同事業として、平成 26 年 9 月から庁内に生活保護受給者等を対象としたハローワークの常設窓口を開設するなど、国や長崎県と連携して、多くの就職促進事業を実施しており、格差の是正に取り組んでいるところです。 また、長崎西洋館（川口町）には、長崎県が設置したワンストップの就業支援施設「長崎県総合就業支援センター」があります。 同センターは、若年者（おおむね 45 歳未満）の就職支援施設「フレッシュワーク長崎」を中心にハローワークなどとの連携のもと、若者や女性、高齢者等の求職者に応じた支援機能を集約し、求職者ニーズに応じた相談から職業紹介までの切れ目ない支援を行うとともに、企業ニーズに応じた人材確保・離職者対策等の支援を行っています。 このほか、長崎県や経済 5 団体、県内企業で構成する「ながさき若者・女性・高齢者就職応援団」においても、若年層の県内就職や職場定着に向けて、行政と民間が一体となった支援体制がとられています。 今後とも、各関係機関と連携を密にし、各種雇用施策の展開に努めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	産業雇用政策課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (7) パートや派遣で働く人の労働条件の改善を図るために、関係先と連携を図り、関係法令の遵守や適切な雇用管理についての周知・啓発に努めること。			
回 答 長崎市における非正規雇用者（正社員以外の社員・臨時雇用者）は、平成 26 年経済センサス基礎調査によると 74,936 人であり、約 7 割が女性ですが、若年層や高齢者を中心に男性も増加しています。働き方が多様化する一方で、雇用の不安定さがあり、希望しても正社員になることが難しいといった問題や、仕事内容と責任は正社員同様にも関わらず、賃金等の待遇が見合っていないとの問題もあとされています。 このような中、平成 24 年以降、労働者派遣法や労働契約法が改正され、一定の有期雇用の派遣労働者に対する無期雇用への転換推進措置の努力義務化や、有期労働契約者が通算 5 年を超えて反復更新された場合、労働者の申込みにより使用者の意思に関係なく無期労働契約へ転換できる仕組みなどが導入されました。 また、平成 27 年 9 月 30 日施行の改正労働者派遣法においては、同一の組織単位に継続して 3 年間派遣される見込みがある方には、派遣終了後の雇用継続のための雇用安定措置として「派遣先への直接雇用の依頼」、「新たな派遣先の提供」、「派遣元での（派遣労働者以外としての）無期雇用」、「雇用を維持したままの教育訓練などその他安定した雇用の継続を図るための措置」を派遣元が講じるよう義務づけられました。また、すべての派遣労働者のキャリアアップを図るために、「段階的かつ体系的な教育訓練」、「キャリア・コンサルティング（派遣労働者が希望する場合）」を講じなければならないとされています。 一方、派遣先に対しては、派遣終了後、新たに労働者を雇い入れる際、一定の要件に該当する場合は一旦終了した当該派遣労働者を、引き続き雇い入れるよう努力しなければならないと規定されました。 また、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、平成 27 年 4 月にパートタイム労働法等が改正されるなど、労働環境の改善に向けた法制面での整備が行われているところです。 長崎市としても、パートや派遣労働者等の非正規雇用労働者の労働条件の改善は、重要な課題であると認識しており、今後とも国や関係団体と連携を図りながら、これらの関係法令の遵守について、長崎市労政だよりや民間企業との意見交換などによる広く周知・啓発を図っていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	水産農林部	水産農林政策課 水産振興課 農林振興課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (8) 長崎の豊富な農水業を活用した農林水産の振興を推進すること。			
回 答 長崎市は、農業振興のマスタープラン「長崎市農業振興計画後期計画（平成 29 年度～平成 32 年度）」の進捗管理及び評価検証を行いながら、効果的な農業振興に努めていくこととしています。 また、市内 24 集落で策定した地域農業のマスタープラン「人・農地プラン」については、現在、「戦略モデル地区（4 地区 7 集落）」の具体的整備事業計画の検討を進めているところであり、集落の中心となる経営体に対する農地集積と経営基盤強化支援等との一体的な推進、加えて法人化や 6 次産業化の推進を図りながら、地域農業をけん引していく担い手の確保、地域産業の活性化や人口減少対策等に努めていきます。また、集落の将来像については、地域の皆様の合意を得ながら、魅力ある農業と農村の活性化に努めたいと考えています。 次に、長崎市では木材生産、水資源の確保、大気の浄化等の森林の多面的機能が十分発揮されるよう「長崎市森林整備計画」に、森林所有者が行う伐採や造林・保育作業等の森林整備に関する指針を定めるほか、森林の機能別に、適切な森林整備の指導に努めています。また、「公共建築物等木材利用促進方針」に基づき、学校図書館等の公共建築物等へ地域産材を積極的に利活用や、自治会等へ間伐材加工所で制作した椅子やフラワーポットの木製品等の提供による市民への木材利用啓発など、地域産材の利用促進による森林資源の有効活用、森林の保全・育成に努めていきます。そのほかに、間伐等の森林整備や林産事業の作業コスト削減のために、高性能林業機械の導入に対する支援や森林整備の担い手である森林組合基幹作業員に対する福利厚生事業の支援を行っています。 次に、水産業の振興については、長崎市の豊かな水産資源を強みとして、水産業の振興を図るため、「第 3 次長崎市水産振興計画」に基づく「魚のまち長崎の強みを活かした水産業の発展」を基本施策として、5 つの個別施策を掲げ、各種事業を展開しています。 1 つ目の「安定した水産資源の管理・回復を図ります」については、魚の成育場や海水の浄化作用を持つ藻場づくりへの支援をはじめ、漁場環境の改善や漁港施設の整備、更には効果的な水産種苗の放流などを実施しています。 2 つ目の「やる気、収益性アップの経営体づくりを進めます」については、担い手の育成や収益性を上げるための施設・機器類の整備に対する支援、収益性の高い養殖業の振興等を推進しています。 3 つ目の「新たな販路拡大や消費拡大を図ります」については、首都圏における展示商談会出展に対する支援や長崎の魚を使った「新・ご当地グルメ」の普及による消費拡大、四季折々の魚種が楽しめるイベント開催などによる地産地消の推進に取り組んでいます。			

4つ目の「長崎独自の食材や食文化の魅力を発信します」については、インターネットやテレビなど様々な媒体を活用した情報発信を行うとともに、ガイドブックやホームページでの「四季の美味しい魚」および「新・ご当地グルメ」提供店舗の顕在化など、受入れ体制の強化にも取り組んでいます。

5つ目の「食育体験を推進し、食に対する意識の醸成を図ります」については、毎月19日の家族で食卓を囲む「食卓の日」の推進や料理教室の開催、グリーンツーリズムなどによる体験を通じて、食育の推進に努めています。

今後も「第3次長崎市水産振興計画」に基づき、生産・流通・加工・消費を一貫させた事業を効果的に実施するとともに、各浜の実態にあわせて策定した「浜の活力再生プラン」や漁協の枠を越えた「広域浜プラン」を着実に実践し、水産業の振興を図っていきます。

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	水産農林部	水産農林政策課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (9) 「地産地消」事業の推進により、「長崎の食」をPRするとともに、食育の推進を図り、ブランド化と販路拡大に努めること。			
回 答 「長崎の食」のPRについては、「地産地消」事業を推進し、市民に長崎ならではの食材や食文化のことを知ってもらい、食べていただき、買っていただくことが重要であると考えています。 そこで、インターネットやテレビなど様々な媒体を活用し、重点品目である「なつたより」、「長崎和牛・出島ばらいろ」、「長崎の魚」を中心に旬の食材やイベント、生産者の情報等を発信することで、効率的かつ効果的な周知を図っているところです。 また、農水産物直売所についても情報発信を行うとともに、「ながさき実り・恵みの感謝祭」、「長崎帆船まつり新鮮市」などの農水産物のPRイベントを開催しています。 さらに、「戸石はも・かに祭り」、「のもぞき伊勢えびまつり」、「外海水いかまつり」、「戸石とらふぐ・かき祭り」など、年間を通じて旬の魚の魅力をPRするイベントを支援し、多くの市民や観光客が来訪しています。 食育の推進については、平成21年4月から毎月19日を「食卓の日」と定め、民間の主催団体6団体と賛同団体71団体と協力しながら、旬の農水産物を使った料理教室等を開催するとともに、市役所食堂と連携して「食卓の日サービスランチ」の提供などに取り組んでいるところです。 また、魚食普及の取組みとして、平成27年度から魚のまち長崎応援女子会と連携して作成した魚の離乳食レシピ「フィッシュスタート」を4ヶ月児健診時に配布しています。次の成長段階にあわせた取組みとして、平成30年度は3歳児健診時に配布する長崎の魚をテーマにした絵本を制作します。 今後は、夜景観光の進化や世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」、平成30年の登録をめざす「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の影響により、更なる交流人口の拡大が見込まれます。 これを機に、来訪者に対して重点品目「なつたより」、「長崎和牛・出島ばらいろ」をはじめ、「長崎の四季の美味しい魚」、「新・ご当地グルメ」の情報発信を強化するとともに、提供店舗の拡大などに取り組むことで、ブランド化と販路拡大に努め、農水産業のみならず、観光業や飲食業も含めた「長崎の食」に関わる産業の活性化につなげたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民健康部	生活衛生課
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (10) 食の安全管理に対する指導と監視の徹底を行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、市民の「食」の安全確保とともに、観光都市として観光関連事業者の衛生意識の向上なども責務の一つと考えています。</p> <p>食品衛生法に基づき、「長崎市食品衛生監視指導計画」を策定していますが、食品危害の発生度等を考慮して、営業施設のランク分けを行い、効率的・計画的な監視指導と食品の抜き取り検査等を実施することとしており、この指導等のために専門的知識を有する食品衛生監視員を配置しています。</p> <p>特に、重点監視活動としてホテル、大型飲食店、土産品製造業等、観光関連施設に対し簡易汚染度測定器を用いて、手指・器具の汚染度をチェックするなど、科学的手法に基づいた監視指導を行っています。</p> <p>また、食品関係事業者の自主的な衛生管理を目的に設置された長崎市食品衛生協会と連携しながら、食品営業従事者に対し、定期的な衛生教育を受講させ、衛生的知識の普及を図っています。</p> <p>近年「刻みのり」を原因とするノロウイルス食中毒や惣菜店の惣菜を食べた人が腸管出血性大腸菌 0157 に感染する事例等が発生し、人や器具を介した食中毒菌の汚染拡大を防ぐうえで、事業者による衛生管理の重要性が増しています。</p> <p>このような食中毒発生の状況や対策等についても、関係団体等と連携しながら、食品関係事業者へ情報提供し、食の安全を確保できるよう注意喚起を図っていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	安全安心課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(1) 地域住民と協働した安全・安心のまちづくり</p> <p>①地域住民と協働した犯罪や交通事故のないまちづくりのため、各種団体等との連携を図っていくこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎県内における刑法犯認知件数は、平成 15 年をピークに減少傾向にありますが、窃盗・詐欺・わいせつ事件などの地域住民を脅かす犯罪は依然として発生しています。</p> <p>このような中、長崎市としては地域の自主防犯活動団体である青色回転灯防犯パトロール団体（19 団体）や警察署ごとに組織される各地区防犯協会に対し活動費を助成するとともに、定期的に会議を開催して連携を深め、地域防犯力向上・防犯意識の啓発に努めています。</p> <p>また、長崎市と『暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議（現在、地域・防犯・商工団体、報道・行政機関等 116 団体）』の共催で、毎年4月の「暴力追放強調月間」に開催している市民集会などにおいて、長崎県警察をはじめ長崎県暴力追放運動推進センター、長崎地区保護司会、長崎犯罪被害者支援センター等と協力し、暴力追放・防犯意識向上の啓発に努めています。さらに、長崎市暴力団排除条例に基づき、長崎県警察や長崎県暴力追放運動推進センターなどの関係機関・団体と連携して暴力団の排除を進めています。</p> <p>次に、長崎市内の交通事故は平成 14 年以降に子どもの死亡事故は発生していないものの、平成 29 年は高齢者の死亡事故が前年と比べて多発しました。引き続き、二輪車関連の安全対策や加齢による認知機能及び反射機能等の低下による高齢者関連の交通事故対策が重点課題です。</p> <p>このような情勢の中、交通事故のない安全で住みよいまちづくりに向け、平成 28 年 12 月に策定した「第 10 次長崎市交通安全計画（平成 28 年度～平成 32 年度）」に基づき、関係機関・団体との協力体制のもと、施策を推進する必要があります。</p> <p>また、長崎県、各警察署、長崎市交通指導員、長崎市交通安全母の会連合会など、長崎市交通安全対策推進協議会の関係機関や団体と緊密に連携しながら、「子どもと高齢者の交通事故防止」、「飲酒運転の根絶」、「すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」、「二輪車関連の交通事故防止」などを重点に、春・夏・秋・年末の各季の交通安全運動や年間を通じた事業に取り組むとともに、家庭・学校・職場・地域ぐるみの交通安全活動を積極的に推進しています。</p> <p>今後とも、犯罪や交通事故のないまちづくりを推進するため、各種団体等と十分な連携を図っていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	-	防災危機管理室
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (1) 地域住民と協働した安全・安心のまちづくり ②防災無線の全市的整備はデジタル化にも配慮して進めること。また、防災・減災対策を進め、自治会・企業等の自主防災組織の結成促進に努めること。			
回 答 防災行政無線の整備については、現在のアナログ方式の無線設備が電波法令の改正により、平成34年12月以降、現在の状態では使用できなくなることから、デジタル方式への更新整備に取り組んでおり、平成27年度に基本構想、平成28年度に基本設計を策定しています。 平成29年度は、整備工事において必要となる各設備の詳細な設計を行う実施設計を策定しているところですが、市内全域で音声が届く範囲の現地調査を行っており、その調査結果を踏まえて、地域の特性に応じた防災行政無線の配置となるよう計画し、音の反響による聞こえにくい地域には、より遠くまで音声が届く高性能スピーカーを採用することで、解消を図りたいと考えています。 なお、平成30年度から平成31年度までの2ヶ年で、デジタル化更新整備工事を実施する予定にしています。 自主防災組織の結成促進については、自治会関係者が多く集まる自治振興推進大会や連合自治会又は単位自治会の定例会など、あらゆる機会を活用して、自助及び共助の必要性を伝え、結成促進に取り組んでいます。 平成29年度は「長崎市保健環境自治連合会防災部会」と連携し、梅雨前には市内5箇所計6回の防災講習会、10月には市内8箇所自主防災組織の結成に向けた説明会を行い、地域住民の意見や考え方も踏まえ、自主防災組織の必要性を訴えています。 なお、熊本地震や九州北部豪雨など、近隣で災害が頻発していることに伴い、市民の防災意識が高まっていることに加え、平成21年度から開始した市民防災リーダー養成や平成23年度から開始した地域防災マップづくり事業により、直近の5年間に約180自治会で自主防災組織が結成され、結成率は59.3%（平成30年1月23日現在）となっています。 しかしながら、全国平均81.7%（平成28年4月1日現在）と比較すると、依然として低い状況にあるため、今後もあらゆる機会を捉えて、連合自治会及び自治会に対して、自助及び共助の必要性を伝え、自主防災組織の結成促進を図っていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	長崎駅周辺整備室
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(2) 長崎駅周辺の環境整備</p> <p>①九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)の建設工事、新長崎駅舎の建設計画、土地 区画整理事業の早期実現と交通体系など環境整備の充実を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>九州新幹線西九州ルートについては、長崎駅構内を含む市内すべての工事が発注され、平成 34 年度の開業を目指し、事業が進められています。</p> <p>連続立体交差事業についても、現在は高架構造物の工事が進み、平成 31 年度末の仮線から高架構造物への切り替え、平成 33 年度末の完成を目指し、事業が進められています。</p> <p>土地区画整理事業については、新幹線や連続立体交差事業との調整を図りながら、駅西側地区より着手しており、建物等の移転補償や一部造成工事などが完了したところです。現在は、ライフライン等の埋設管工事や道路工事に着手しており、平成 35 年度の完成を目指し、事業を進めています。</p> <p>また、駅前交通広場計画や長崎駅付近における交通処理、路線バスや路面電車など 2 次交通との結節のあり方などについても、関係者と調整しています。</p> <p>なお、新幹線長崎駅舎については、平成 28 年 7 月に長崎県とともに事業主体である鉄道・運輸機構に対してデザイン要望を行い、平成 29 年 11 月にはデザイン実現案が提示されたところであり、今後は実施設計が進められていきます。</p> <p>今後とも、上記 3 つの事業間の連携を十分に図りながら、魅力ある長崎駅周辺のまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部 まちづくり部	交流拡大推進室 長崎駅周辺整備室
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (2) 長崎駅周辺の環境整備 ②JR 西側の交流拠点施設用地の活用については、応募グループは1社のみのものであり、競争性・公平性を考慮し再公募を含めた再検討を行うこと、また、新長崎駅周辺の全体構想を含め、JR 九州と協議を行い慎重に対応すること。			
その後の進捗状況 「(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業」の事業者公募に関して競争性が担保されない場合とは、すべての応募グループが提案内容や価格面を調整するなどの不正行為が認められる場合を想定していますが、今回はこれに当たらず、競争性は確保されたと考えています。 また、本公募では「公募型プロポーザル方式」を採用し、価格面のみならず、提案内容を重視するとともに、参加資格要件や地元企業の参画等の条件を満たせば、誰でも参加できる機会を設定し、公表することで、競争性を確保しています。 加えて、「(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業受注者選定審査会」では、提案内容を絶対評価で審査し、また MICE 事業の提案評価点に一定の基準点を設け、それを満たさない場合は失格とするなど、審査面でも競争性を確保しています。 応募グループが1者だった理由については、昨年実施したサウンディング調査や公募に関する説明会等では、多くの民間事業者が高い関心と参画意欲を示しましたが、本事業は PFI 事業と民設民営事業の先進的な複合事業であり、相当の資金力や運営力を求められ、かつ、地元企業の参画を満たしたうえで、多くの経験豊富な事業者によるグループを作る必要があり、地元企業の参画やホテルのレベルなど提案内容等について厳しい条件の中で検討を行ったことによるものと考えています。 これらのことを総合的に勘案すると、本公募における競争性は十分に確保されているものと考えています。 また、長崎市と JR 九州は、長崎市が整備を検討している交流拠点施設と JR 九州が整備を検討している長崎駅開発の施設の施設計画・交通計画等について情報交換を行い、双方の施設の整備効果を最大限発揮できるよう調整を図ることを目的として、「長崎駅部整備調整会議」を平成 29 年 3 月に設置し、課題を共有し、意見交換を行っています。 今後とも、引き続き JR 九州と情報を共有し、連携して検討を進めていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	長崎駅周辺整備室
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>（2）長崎駅周辺の環境整備</p> <p>③JR の高架化促進と交通渋滞の解消を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎県は、鉄道により分断されている沿線市街地の一体化と踏切除却（竹岩橋等4ヶ所）による交通混雑や踏切事故の解消を図るため、松山町から長崎駅までの延長約2.5kmにおいて、JR長崎本線連続立体交差化事業を進めています。</p> <p>これまでに、高架構造物工事等が行われており、平成31年度末の仮線から高架構造物へ切り替え、平成33年度末の完成を目指しています。</p> <p>この事業は、交通混雑や踏切事故の解消を図るとともに、長崎駅周辺のまちづくりを進めるうえで、必要不可欠な事業ですので、引き続き事業主体である長崎県と連携しながら、着実な事業の推進を図っていきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	まちなか事業推進室
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (3) まちなかの再整備推進（まちぶらプロジェクト）と土地の高度利用（歴史的価値）の推進を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎駅周辺の再整備や松が枝周辺の機能強化と連動させながら、「まちなか」の活性化を推進するため、平成25年度から「まちぶらプロジェクト」に取り組んでいます。</p> <p>本プロジェクトは、新大工から浜町を経て大浦に至るルートを「まちなか軸」と設定し、その軸を中心とする5つのエリアにおいて、魅力を顕在化するとともに、各エリアの回遊性を促す取組みを、地域との連携を図りながら、強力に進めて行こうとするものです。</p> <p>これまでの主な取組みとしては「新大工町や浜町における市街地再開発事業の支援」、「中島川・寺町周辺における町家の保全」、「歳時記の顕在化」、「銅座川プロムナードの整備に向けた調整」、「銅座界わい路地魅力向上事業」、「唐人屋敷の顕在化事業」、「洋館活用事業」、「公衆便所の整備」、「民間トイレの活用のための支援事業」などソフト・ハード両面から整備を進めているところです。</p> <p>さらに、新大工町エリアでは大学と商店街が連携した「食」をテーマとした若者誘客や多世代交流事業の実施、中島川・寺町エリアでは地域資源を活かしたイベントの開催や、通りへの行燈の設置及び井戸の顕在化による新たな魅力の創出など、市民等が主体となった地域力によるまちづくりの動きも進んできているところです。</p> <p>これまでの取組みで、新大工町地区市街地再開発事業における本組合設立に向けた取組みの進捗、路地整備を契機とした地域や店舗が主体となった路地の魅力づくりに向けた機運の高まり、中島川・寺町、銅座エリアでの新しい店舗の出店などが見えはじめているところであり、その動きと連動しつつ、土地の高度利用についても地域性や歴史的価値を考慮しながら、推進していきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	都市計画課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (4) 乗り合いタクシー・コミュニティバスの積極的な推進と公共交通事業者との連携を図り、「バス空白地域」の解消とデマンド交通の総合的な推進（西小島地区、鳴滝地区、滑石地区ほか）及び、離島での公共交通機関の存続を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、これまでに旧市内の「バス空白地域」で乗合タクシーを5地区、路線バスを1路線で運行し、また、合併地区や離島ではコミュニティバス等を9路線、デマンド交通を1地区で運行しています。</p> <p>運行に伴う財政負担も年々増加していますが、引き続き、効率的な運行内容等へ見直しを図りつつ、市民の日常生活に必要な移動手段の維持・確保に努めていきます。</p> <p>また、「バス空白地域」の解消に向けた取組みとしては、地域住民や交通事業者と協議しながら、路線バスの停留所の新設や路線延長、道路整備に併せた路線開設などを基本として、可能な限り対応しているところです。</p> <p>なお、新たな地区への乗合タクシー等の導入は「道路幅員が狭隘であること」、「地域の人口規模が小さいことによる採算性」などの課題があり、現実的には難しい状況です。</p> <p>高齢化と人口減少が進む中、日常の交通手段の確保は大変重要な課題であるため、交通事業者等の関係機関と連携を図るとともに、利用者増加の働きかけを行いながら、現在の公共交通機関の維持・確保に努めていきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	安全安心課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (5) 暴力団追放と犯罪のない街づくりのため、関係団体との連携を図り、安全・安心の街づくりの展開を強化していくこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>犯罪のない街づくりについては、長崎市安全・安心まちづくり推進条例に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりの総合的・計画的な推進を図るため、平成 28 年 5 月に「第 3 次長崎市安全・安心まちづくり行動計画（平成 28 年度～平成 32 年度）」を策定し、官民一体となって、「意識づくり」、「地域づくり」、「環境づくり」の 3 つの基本方針に沿った施策の展開を図っています。</p> <p>地域においても「自分の安全は自分で守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識が高まり、自主的な防犯活動の輪も広がっています。</p> <p>長崎市としては、廃止交番等を地域の防犯活動等の拠点「安全・安心・交流センター（12 箇所）」として地域に提供するとともに、自治会や老人会などでの地域防犯講座の開催や、地域の自主防犯活動団体である青色回転灯防犯パトロール団体（19 団体）及び警察署ごとに組織される各地区防犯協会への活動費助成により、防犯意識の啓発及び地域防犯力向上に努めています。</p> <p>また、長崎市と『暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議（現在、地域・防犯・商工団体、報道・行政機関等 116 団体で構成）』の共催で毎年 4 月の「暴力追放強調月間」に開催している市民集会などにおいて、暴力追放・防犯意識向上の啓発に努めています。</p> <p>次に、暴力団追放については、暴力団は市民の安全で平穏な生活を著しく脅かし、資金獲得のため長崎市の社会活動に不当な影響を与えていることから、暴力団の排除に取り組む姿勢を明確に示すため、平成 25 年 4 月 1 日に長崎市暴力団排除条例を施行し、長崎市の事業等から暴力団を排除する取組みを進めているところです。</p> <p>今後とも、長崎県警察や長崎県暴力追放運動推進センターなどの関係団体と連携し、暴力団の排除を図っていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	中央総合事務所 まちづくり部 土木部	地域整備 1・2 課 まちづくり推進室 土木建設課
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (6) 斜面市街地の再生と防災体制の整備 ①斜面市街地の再生と防災体制の整備を行い、防災性の向上と沿線の住宅の建替え促進につながる生活道路・車みちの整備を優先し再生を図ること。			
回 答 長崎市においては、斜面市街地の防災性の向上や居住環境の改善を図るために8地区を選定し、生活道路の整備を中心に「斜面市街地再生事業」を進めていますが、多くの家屋移転を伴うことなどから、事業に長期間かかっており、整備効果が現れるのに時間を要しています。 しかしながら、斜面地の居住環境改善には、車の通る道路整備が緊急の課題であることは十分認識しており、引き続き着手している生活道路の早期完成に努めていきます。 併せて、市道の構造基準を緩和したことなどを契機に、長崎市と地域が一体となって、階段をスロープ化したり、道幅を少し広げたりと地域の実情に応じた様々な工夫をしながら、車が通る道路に改良する「車みち整備事業」を行っています。 現在、整備計画に基づき計画的に整備を進めているところであり、平成30年度までに22路線の車みち整備を完了する見込みです。 今後とも、地元との調整を進め、地権者の同意が得られる路線を優先的に整備するなど、整備計画路線の早期完了を目指していきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	住宅課 建築指導課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(6) 斜面市街地の再生と防災体制の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">②長崎市空家等対策計画に基づき、地域住民の安心・安全を主眼に置き、行政代執行も含めた実効性のあるものとなるよう取り組むこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>平成 29 年 1 月に策定した「長崎市空家等対策計画」の「市民が安全で安心して住み続けられるまちをつくるため、防災、衛生、景観等の面で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家（特定空家等）にしないとともに、特定空家等をなくす」という基本理念に基づき、「特定空家等にしない」、「特定空家等をなくす」の 2 つの基本方針を掲げ、対策を行っています。</p> <p>「特定空家等にしない」という点については、地域に住み続けるためのサポート、空家等の有効活用及び空家等管理の重要性の啓発などを行うこととしています。</p> <p>それでも特定空家等となり、周辺に悪影響を及ぼしているものについては、「特定空家等をなくす」という方針のもと、所有者等に対し、老朽危険空き家除却費補助金や老朽危険空き家対策事業の活用による除却を促すとともに、改善されずにそのまま放置すれば危険であると判断される場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「命令」や「代執行」による除却も視野に入れ、厳正に対処していきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	水産農林部	農林振興課
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (7) 有害鳥獣対策（イノシシ、シカ、カラス、アナグマ）等の強化を図ること。			
回 答 有害鳥獣対策については、「防護対策」、「棲み分け対策」、「捕獲対策」の3つの対策を基本に、迅速かつ効果的な被害防止対策に取り組んでいます。 農作物の被害金額は、平成27年度、約5,600万円で、平成28年度、約4,900万円と減少しています。 しかしながら、被害相談は年間約1,000件に上り、農作物被害はもとより、生活環境被害が市内の広範囲にわたっており、約6割を占めています。 まず、「捕獲対策」については、猟友会から推薦された捕獲従事者（約160名）が区域や期間に制限なく活動できるよう長崎市有害鳥獣対策協議会の捕獲体制を見直し、イノシシ、シカ、アナグマ、カラス等の捕獲に取り組んでいます。 また、被害地域住民自らが捕獲を実施することで、被害の軽減や、自主的防衛意識の醸成が図られることから、免許を持たない者と免許所持者とで捕獲チームを編成し捕獲作業を実施する「捕獲隊」を推進しており、平成28年度の捕獲隊結成数は55組織、捕獲実績はイノシシ728頭、シカ93頭、合計821頭を捕獲しています。平成29年度からは、捕獲対策として有害鳥獣の個体数を抜本的に減少させるという新たな着眼点に基づき、長崎市有害鳥獣対策協議会及び捕獲隊が連携し、計画的な捕獲体制の強化に取り組んでいます。 次に、「棲み分け対策」については、ワイヤーメッシュ柵等の点検、補修及び周辺の除草作業など地域ぐるみの取り組みを推進するとともに、地域住民の集会等において、有害鳥獣の生態や被害発生の原因、効果的な対策について、委託している有害鳥獣対策の専門業者が懇切丁寧なコンサルティングを行うなど、有害鳥獣が出没しにくい環境づくりに取り組んでおり、さらに市有林で住家に隣接している箇所においても、藪の刈払いや樹木の間伐を行う緩衝地帯の整備についても検討していきます。 次に、「防護対策」については、農作物被害に対し国庫事業を活用したワイヤーメッシュ柵の設置支援、並びに市独自の生活環境被害対策としては自治会等へワイヤーメッシュ柵一式の貸与に加え、農作物被害対策としても平成29年度からはワイヤーメッシュ柵の1/2購入費補助からワイヤーメッシュ柵の貸与事業に変更し、取り組んでいるところです。 しかしながら、依然として被害相談が減少せず、イノシシの増加や生息区域の拡大が予想され、強力な捕獲が必要であることから、捕獲従事者への支援を拡充するとともに、「捕獲隊」の捕獲技術向上や結成促進のための環境整備に努めていきたいと考えています。 なお、狩猟免許取得のための講習会受講料及び受験手数料の半額を助成する制度やイノシシ・シカ有害捕獲報奨金制度並びに狩猟免許取得者に対する捕獲技術向上のための講習会などを実施し、担い手の育成に努めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	住宅課
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (8) 長崎市住宅リフォーム補助事業を継続して充実を図ること。			
回 答 長崎市では、平成 22 年度から平成 28 年度まで、主に民間住宅の質の向上と長寿命化の促進を図ることを目的として「ながさき住みよ家リフォーム補助」を実施してきました。 平成 29 年度からは、住宅の居住環境の改善、若手技能者の育成と技術の継承を目的とした「ながさき住みよ家リフォーム補助」と、浴室や便所のバリアフリー化など住宅の性能向上を目的とした「住宅性能向上リフォーム補助」の事業を進めています。 平成 29 年度の「ながさき住みよ家リフォーム補助」については、申請件数 1,042 件で予算額に達したことから、平成 29 年 9 月 20 日に受け付けを終了しました。 また、「住宅性能向上リフォーム補助」についても、申請件数 356 件で予算額に達したことから、平成 29 年 11 月 6 日に受け付けを終了しました。 どちらの補助制度も、住宅の居住環境改善や若手技能者の育成と技術の継承に必要であると認識しており、平成 30 年度は補助額を拡大し、事業を継続していきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	企画財政部	都市経営室
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (9) 魅力ある街づくりに向けて「特区指定」を受け、地域活性化を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市は、長崎県、佐世保市及び西海市と共同して申請を行った「ながさき海洋・環境産業拠点特区」が平成 25 年 2 月に指定されており、海洋における地球温暖化対策、海洋環境の保全対策、海洋エネルギーの活用といった国と地方で共有する政策課題の解決に貢献し、地域経済の活性化につながる取組みを進めています。</p> <p>なお、「特区指定」を受けているわけではありませんが、全国で 3 都市に選ばれた「観光立国ショーケース」や、全国で 10 都市に選ばれた「景観まちづくり刷新モデル地区」など、国からの特別な支援を受けて取り組んでいるものもあります。</p> <p>今後も、「特区の指定」等を含めた様々な制度の活用を検討しながら、地域の活性化を図っていきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部 市民生活部	平和推進課 スポーツ振興課
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり (1) 世界の国々が経験したことのない原爆被爆市として世界平和を願い、核兵器廃絶を希求し世界へ向け発信していくこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市は、73年前の原爆被爆の悲惨な経験に基づき、核兵器廃絶と恒久平和の実現を国内外に訴え続けてきました。</p> <p>毎年8月9日に開催する「原爆犠牲者慰霊平和祈念式典」では、長崎市長が「長崎平和宣言」を読み上げ、その模様はインターネットで世界中に動画配信しており、平成25年からは英訳音声の配信も始めました。</p> <p>なお、宣言文は国連や核保有国を含むすべての在日大使館などに送付するとともに、10ヶ国語に翻訳した宣言文をホームページに掲載して情報発信しています。</p> <p>さらに、広島市と共同で「海外原爆展」を開催するとともに、ニューヨーク国連本部、ジュネーブ国連欧州本部及び国連ウィーン事務所で常設展示を行っています。</p> <p>また、海外で平和活動に取り組む方や団体を「長崎平和特派員（現在21名1団体）」に認定し、世界規模で長崎市の平和と核兵器廃絶の取組みを伝えるためにご協力いただいています。</p> <p>平成24年には、核兵器廃絶に向けた政策提言を世界に発信する研究活動の拠点施設として、「長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）」が開設されました。</p> <p>また、県市及び長崎大学が連携を図り、平和推進施策に取り組むための「核兵器廃絶長崎連絡協議会」を発足し、意識啓発のための市民講座や国際ワークショップなどを開催するとともに、若者を国際会議に派遣するなど人材育成に努めています。</p> <p>さらに近年、核兵器問題を議論する国際会議が長崎で開催されており、世界の科学者による「パグウォッシュ会議世界大会（平成27年11月）」、「第26回国連軍縮会議（平成28年12月）」、日本、アメリカ、ロシアの高校生による「クリティカル・イシューズ・フォーラム（平成29年4月）」、各国の赤十字関係者等が出席した「赤十字国際会議（平成29年4月）」、「第9回平和首長会議総会（平成29年8月）」において、長崎から世界へ核兵器廃絶に向けた力強いメッセージを発信しました。</p> <p>平成30年度は、スイス・ジュネーブで開催予定の「NPT再検討会議第2回準備委員会」や国内外のNGOが集う「第6回核兵器廃絶地球市民集会ナガサキ」など様々な機会を捉え、世界に向けて「核兵器のない世界」の実現を目指した平和の発信を強化していきたいと考えており、あわせて、平成32年の被爆75周年を見据え、核兵器廃絶に向けた平和の思いを発信する「(仮称)長崎平和マラソン」の開催について、具体的な準備を進めています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	平和推進課 被爆継承課																																			
事 項 6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり (2) 原爆資料館、平和追悼祈念館をナガサキの平和行政のシンボルとして、さらに運営・展示の充実に努めていくこと。																																						
回 答 長崎原爆資料館（以下「資料館」という。）は、被爆資料等の展示を通じて被爆の実相を伝えるとともに、核兵器廃絶のメッセージを発信する施設として平成8年4月に開館しました。また、隣接する国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館（以下「祈念館」という。）は、平成15年7月に原爆死没者の追悼と恒久平和を祈念することを目的として国が設置した施設です。 資料館は、被爆70周年（平成27年）には連絡通路等のバリアフリー化やWi-Fi設備の導入、モバイル端末対応のホームページ作成を行い、平成28年度には増加する外国人観覧者に対応するため、音声ガイドレシーバーは7言語、平成29年度には館内配布リーフレットにロシア語とフランス語の2言語を追加しました。また、入館システムも4ヶ国語対応とし、クレジットカードや電子マネーによる決済ができるよう利便性を向上させてきました。 祈念館では、被爆体験記・証言映像の収集および多言語化に努め、平成29年度にはインターネットで日本語の他に24ヶ国語で公開し、多くの方々に被爆者の思いを伝えています。また、体験記を活用した企画展や朗読会、ベトナム・ハノイ市での海外原爆展の開催など、国内外に被爆の実相を伝えました。 平成28年度は熊本地震の影響があったものの、資料館及び祈念館の入館者数はそれぞれ約68万人及び約13万人となっており、多くの方々に資料館で被爆の実相を知っていただくとともに、祈念館では追悼と平和を祈念いただくことで、両館の見学による相乗効果に伴い、平和への意識を高めていただいているものと考えています。 また、平成25年度から実施する資料館と祈念館の共通パンフレットの配布や両館への誘導サインの充実に伴い、祈念館の追悼集会利用も229件と増加傾向にあります。今後も、引き続き両館が密接に連携を図りながら、施設の整備や展示内容を充実させ、観覧環境の向上に取り組んでいきたいと考えています。 【年度別入館者数】(人)																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 20%;">原爆資料館</th> <th style="width: 20%;">追悼平和祈念館</th> <th style="width: 10%;">合計</th> <th style="width: 30%;">祈念館の資料館入館者に対する比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td style="text-align: right;">654,503</td> <td style="text-align: right;">89,814</td> <td style="text-align: right;">744,317</td> <td style="text-align: right;">13.7%</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td style="text-align: right;">644,850</td> <td style="text-align: right;">97,843</td> <td style="text-align: right;">742,693</td> <td style="text-align: right;">15.2%</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td style="text-align: right;">667,379</td> <td style="text-align: right;">115,785</td> <td style="text-align: right;">783,164</td> <td style="text-align: right;">17.3%</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td style="text-align: right;">671,921</td> <td style="text-align: right;">122,281</td> <td style="text-align: right;">794,202</td> <td style="text-align: right;">18.2%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td style="text-align: right;">743,745</td> <td style="text-align: right;">137,643</td> <td style="text-align: right;">881,388</td> <td style="text-align: right;">18.5%</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td style="text-align: right;">684,176</td> <td style="text-align: right;">132,069</td> <td style="text-align: right;">816,245</td> <td style="text-align: right;">19.3%</td> </tr> </tbody> </table>				年度	原爆資料館	追悼平和祈念館	合計	祈念館の資料館入館者に対する比率	平成23年度	654,503	89,814	744,317	13.7%	平成24年度	644,850	97,843	742,693	15.2%	平成25年度	667,379	115,785	783,164	17.3%	平成26年度	671,921	122,281	794,202	18.2%	平成27年度	743,745	137,643	881,388	18.5%	平成28年度	684,176	132,069	816,245	19.3%
年度	原爆資料館	追悼平和祈念館	合計	祈念館の資料館入館者に対する比率																																		
平成23年度	654,503	89,814	744,317	13.7%																																		
平成24年度	644,850	97,843	742,693	15.2%																																		
平成25年度	667,379	115,785	783,164	17.3%																																		
平成26年度	671,921	122,281	794,202	18.2%																																		
平成27年度	743,745	137,643	881,388	18.5%																																		
平成28年度	684,176	132,069	816,245	19.3%																																		

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	調査課
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり (3) 被爆地域の是正拡大に向け解決を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市は「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）」を通じて「被爆体験者支援事業の充実」とともに、高齢化し病気に苦しむ被爆体験者の救済という観点から「被爆体験者支援事業の対象合併症の大幅な拡充」及び「爆心地から半径 12km の範囲の被爆地域の拡大」について国に要望しています。対象合併症の拡充については、平成 28 年度から「認知症」が、平成 29 年度から「脳血管障害」が追加され、さらに平成 29 年 8 月 9 日に開催された「被爆者団体の政府代表に対する要望」では、平成 30 年度に「糖尿病性腎症」などの糖尿病の合併症を新たに追加することを検討したいとの発表がありました。</p> <p>今後とも、高齢化し病気に苦しむ被爆体験者の実情や被爆体験者支援事業の改善の必要性について、地元選出国會議員や市議会の皆様のご協力を得ながら、国の理解が得られるよう、粘り強く説明するなど努力していきたいと考えています。</p> <p>一方で、国が被爆地域拡大是正に必要としている科学的・合理的根拠への糸口を見出すために、平成 25 年 12 月に専門家で構成する「原子爆弾放射線影響研究会」を設置し、これまでに会議を 8 回開催しました。平成 29 年 7 月には朝長会長から中間経過報告がなされ、「低線量被曝による人体影響を確定できる確固たる知見は、まだないものの、今後も引き続き最新の研究論文等の情報を収集し、検証していく必要がある」との内容でした。</p> <p>また、国に対しても中間経過報告書を提出し、放射線の人体影響に関する研究の動向を注視し、引き続き被爆者援護施策の充実にご尽力いただくようお願いをしたところです。</p> <p>被爆体験者は高齢化し、様々な病気に苦しんでいる状況ですが、国が求める科学的・合理的根拠を示すことは、非常に高いハードルであることも事実です。</p> <p>今後とも、専門家等の研究論文をはじめとする様々な情報収集と意見交換を重ねながら、新しい科学的・合理的根拠への糸口を見出せるよう、引き続き努力していきたいと考えています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	援護課
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり (4) 被爆二世についての実態調査を早期に実施し、検診にはがん検診を加えること。</p>			
<p>回 答</p> <p>被爆二世の実態調査については、がん検診をはじめとする被爆二世対策の実施につながるような全国的でかつ学術的な調査が必要であることから、国において実施されるべきものであると考えています。</p> <p>がん検診については、平成 28 年度から血液のがんである「多発性骨髄種」の検査が新たに追加されましたが、被爆二世はがん等への健康不安を抱く年齢になっていることから、実態調査の実施と併せて、その他のがん検診の追加についても「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）」及び「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）」などを通じて、引き続き国に要望していきたいと考えています。</p> <p>また、長崎市の被爆二世の健康診断については、毎年申込手続きが必要でしたが、平成 29 年度から前年度の受診者には申込手続きを不要としたうえで、事前に受診票を送付しより健診を受診しやすくなるよう、手続きの簡素化に努めています。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	人権男女共同参画室
事 項 7. 男女共同参画社会の実現 (1) 個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向け、意識改革・社会啓発を推し進めること。			
回 答 国においては、平成 28 年 4 月 1 日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が全面施行され、女性活躍のための働き方改革の推進や男性の暮らし方・意識の変革、あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成などの取組みが加速的に推進されています。 長崎市においては「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」をめざして、平成 23 年 5 月に「第 2 次長崎市男女共同参画計画」を策定し、「後期行動計画(平成 28 年度～平成 32 年度)」は、女性活躍推進法の推進計画にも位置づけて、様々な取組みを行っているところです。 平成 29 年度も「女性の社会進出」、「男性の家事・育児等への参画促進」など様々な角度から男女共同参画についての理解を深める講座や講演会を開催しています。 そのほか、性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所を「男女イキイキ企業」として表彰し、その取組み内容や独自の制度などを広く紹介することで、他の事業所や市民のワーク・ライフ・バランス推進の意識醸成に取り組んでいます。 今後とも、男女共同参画社会の実現に向けて、市民の関心やニーズを的確に把握し、更なる意識改革や啓発に努めていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	人事課 行政体制整備室
事 項 7. 男女共同参画社会の実現 (2) 行政機関の管理職及び公的審議会、各種委員や役割に女性の登用を積極的に進めること。 ①行政管理職の女性登用に向けたポジティブアクションを実施すること。 ②公的審議会の女性登用率 40%を実現すること。			
回 答 ① 長崎市における管理職への登用については、管理職として必要な知識・経験、判断力等の様々な能力や資質に加え、これまでの勤務実績や勤務意欲等を総合的に判断し、男女に関わりなく行っています。 また、女性活躍推進法に基づく「長崎市特定事業主前期行動計画（平成 28 年度策定）」において、平成 31 年度には行政事務職における管理職に占める女性の割合を 20.0%にするとの目標を掲げており、平成 29 年 4 月 1 日時点の割合は 15.8%となっています。 今後とも、平成 31 年度の目標達成に向け、管理職として必要な経験等を積ませる適材適所の人事配置を引き続き行うことなどにより、女性職員の職域拡大と将来の管理職としてふさわしい人材の育成に努め、能力と意欲のある女性職員を積極的に登用していきたいと考えています。			
② 長崎市における公的審議会については「第 2 次長崎市男女共同参画計画（後期行動計画）」において、平成 32 年度までに女性委員の登用率を 40%にするとの目標を掲げており、これまでも附属機関の委員への女性登用について、庁内に通知するなど強化を図ってきたところです。平成 29 年 4 月 1 日時点の女性登用率は 25.1%であり、ここ数年間は 20%台後半で推移している状況です。 登用率が上昇しない要因としては「関係団体に委員推薦を依頼する際に可能な限り女性選任をお願いしているが、団体によっては一定の職位等の女性が少ないため、女性推薦が困難な場合があること」、「専門性が高い分野において、学識経験者が片方の性に偏っている場合があること」、「法令等で特定の職が委員の要件とされ、選択の余地がない場合があること」などが主な理由となっています。 しかしながら、政策・方針等の立案や決定の過程において、女性の視点を取り入れていくことが、今後の施策の効果を一層高めることにつながるという共通認識のもと、今後も、引き続き一人でも多くの女性委員が登用されるよう、改選時における見直しや工夫を行いながら、女性の登用率 40%を実現できるよう努めていきます。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	商工部	産業雇用政策課
事 項 7. 男女共同参画社会の実現 (3) 労働条件において男女の直接・間接的差別を行わないこと。			
回 答 少子高齢化が進む中、男女ともにすべての労働者がその能力を十分に発揮し、安心して働くことができる環境を整備することは重要です。 「平成 28 年度長崎県労働条件等実態調査」によると、雇用者に占める男性の割合は 51.4%、女性の割合が 48.6%とほぼ同じであるのに対して、管理職に占める女性の割合は 27.9%(前年度 25.1%)であり、増加傾向にあるものの、依然として低い状況です。 また、女性の活躍推進のための取組みを「実施している」と回答のあった項目では「性別により評価することがないよう人事考課基準を明確に定める」が 44.2%と最も多く、次いで「仕事と家庭との両立のための制度を整備し、制度の活用を促進する」いわゆるワーク・ライフ・バランスの取組みが 42.4%となっています。 このような中、女性活躍推進のため、平成 28 年 4 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、301人以上の大企業では (1) 自社の女性活躍に関する状況の把握と課題の分析をすること (2) 行動計画の策定、社内周知し、外部に公表すること (3) 計画を策定した旨を労働局へ届け出ること が義務づけられ、300人以下の中小企業においても努力義務が課せられています。 また、3年以内に数値目標を達成することで、両立支援等助成金の支給を受けることができます。 さらに、平成 26 年 12 月 22 日に経済界では女性の社会進出の促進を図り、その能力と感性をより発揮できる社会づくりを推進する官民一体の組織である「ながさき女性活躍推進会議」が発足し、女性の活躍の場を広げ、地域経済の活性化を図る取組みが進められています。 長崎市としては、男女の均等な機会・待遇の確保のために、今後とも、国や関係機関と連携を図りながら、企業等に対しては支援制度や関係法令、性別を理由とする直接・間接的差別の禁止等について、引き続き、周知・啓発を行ってまいります。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	人事課
事 項 7. 男女共同参画社会の実現 (4) 育児・介護・看護休暇など男女が利用できるような職場環境づくりを進めること。			
回 答 長崎市の育児休業や介護休暇の制度は、国や他の地方公共団体と同様の制度としており、これまで、法律の改正等にあわせて、出産や育児に係る休暇制度など男性の育児参加の機会を促進するための制度及び介護時間等の介護に係る休暇制度など、仕事と育児・介護等の両立を支援する制度の導入や拡充を行っています。 今後とも、様々な機会を捉えて制度の周知を行い、職員及び職場の意識への浸透を図るなど、次世代育成の観点から策定した「長崎市第2次特定事業主前期行動計画」や女性職員の活躍推進の観点から策定した女性活躍推進法に基づく「長崎市特定事業主前期行動計画」などに沿って、男女がともに子育てなどをしながら、働き続けることができる職場環境の整備に努めていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	人事課
事 項 7. 男女共同参画社会の実現 (5) セクシュアル・ハラスメントのない職場環境整備を行うこと。 ①セクシュアル・ハラスメント防止研修の対象を管理職・新規採用職員から女性職員・非正規雇用職員に広げること。 ②女性中心の相談員を配した相談窓口の設置と周知を図り、安心して相談できる環境整備を行うこと。			
回 答 ① セクシュアル・ハラスメント防止研修は、管理職員（所属長）、2年次係長、新規採用職員を対象に実施していますが、これらの研修により職員が正しい知識を身に付けるなど、防止効果を高める有効な方策と考えることから、今後とも研修機会の充実や研修方法等を検討し、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めていきたいと考えています。 なお、非常勤職員は任用形態も様々であり、集合形式での研修は困難な面があるため、任用時に相談窓口等を記載した周知文書を配布して対応しています。 ② セクシュアル・ハラスメントの相談窓口には、女性の専門相談員による「セクハラ110番」を設置するとともに、各任命権者の人事担当部局には男女の相談員を配置しています。 また、平成23年度から外部に相談窓口を設置し、外部相談員（弁護士：男女各1人）を配置して、より安心して相談できる環境整備を行いました。 これらの相談窓口の周知徹底を図るため、毎年度当初に職員へ周知するとともに、非常勤職員には任用時に周知文書を配布しているところです。 今後とも、セクシュアル・ハラスメントの防止対策には、積極的に取り組んでいきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部	子育て支援課
<p>事 項</p> <p>7. 男女共同参画社会の実現</p> <p>(6) 児童虐待防止、早期発見、対応のため、学校、校医、地域、児童相談所との連携を強め体制を充実させること。</p>			
<p>回 答</p> <p>児童虐待防止のためには、発生予防、早期発見、早期対応、保護、支援に至るまでの切れ目のない取り組みが必要です。</p> <p>長崎市では、福祉・保健・医療・警察・教育・地域の団体や児童相談所などの34の関係機関から構成される「長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）」を設置し、密接な連携を図りながら、相談ケースに対応しています。</p> <p>個々の事例に対しては、関係機関でその対応を協議する個別ケース会議を開催し、相談ケースに応じた役割分担や具体的な連携を深めています。</p> <p>また、虐待等の相談に対しては「こども総合相談」窓口を設置し、電話、面接、訪問に加え、メールにより幅広く対応しています。</p> <p>なお、同協議会の実務者を対象とする会議では、事例検討や研修会を概ね月1回実施し、関係機関と連携を図るとともに、職員の資質向上の場としても活用しています。</p> <p>また、児童虐待の発見から長崎市へ情報提供するまでの一連の流れを示した「長崎市児童虐待防止対策マニュアル」を活用して、出前講座や関係機関の会議等において児童虐待防止研修を実施しています。</p> <p>子どもの虐待問題は複雑で多様な問題を含んでいることが多く、多面的で効率的な支援を行っていくためには、関係機関がそれぞれの役割を理解し、相互に補完し合いながら対応する必要があります。</p> <p>今後とも、児童虐待防止活動や早期発見・対応のために、学校、医療機関、地域、児童相談所等との連携を強め、体制の充実強化に努めていきます。</p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	人権男女共同参画室
<p>事 項</p> <p>7. 男女共同参画社会の実現 (7) NPO や県と連携を図り、DV 被害者の救済と環境整備を充実させること。また、DV 防止の研修を中・高校でさらに進めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>ドメスティック・バイオレンス (DV) は、身体的な暴力だけでなく、精神的・性的・経済的な暴力も含まれる重大な人権侵害であり、適切な被害者救済を行うためには、一つの機関だけで対応することは難しく、幅広い分野の関係機関等との連携が必要であると考えています。</p> <p>長崎市においては、長崎県をはじめ関係する公的機関や NPO 法人等とのネットワーク会議や意見交換会等に参加し、関係機関等との情報交換や連携強化を図っているところであります。</p> <p>また、相談員 (支援者) は毎月事例検討会議を行うとともに、国や長崎県、市内部の研修会に参加するなどして、DV 被害者が抱える様々な問題に対処できるよう、スキルアップを図っています。</p> <p>DV 防止の研修については「長崎市第四次総合計画」や「第2次長崎市男女共同参画計画」に基づき、主に市内の中学校を対象に「デート DV 防止授業」の派遣講座を行っており、平成28年度は17校、平成29年度は1月末までに15校で16回実施しています。</p> <p>新たな加害者と被害者を生まないために、若年層への DV 防止の知識の普及と予防啓発の必要性はますます高まっていると考えており、今後も、引き続き関係機関・団体との連携を密にするとともに、DV に関する教育・啓発を通じて、DV の防止及び被害者の救済に取り組んでいきます。</p>			

政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	中央総合事務所	地域整備 1 課
<p>事 項</p> <p>8. 道路・交通体系の整備</p> <p>(1) 諸団体（自治会、学校、警察等）から指摘を受けている市道、歩道、通学路等の危険箇所（ガードレール、カーブミラー等）を早急に改善すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>生活道路として重要な役割を果たす市道や多くの住民が利用する公共性のある里道、私道については、誰もが安全・快適に利用ができるよう環境整備を進めています。</p> <p>道路環境整備については、交通管理者の警察と調整を図りながら、交通事故が多発している道路や緊急に交通の安全を確保する必要がある箇所を優先して進めており、歩道の新設改良やガードレール及びカーブミラー等の交通安全施設の整備、路面や階段等の補修、側溝の整備などを行うことにより、危険箇所の早期改修・改善に努めているところです。</p> <p>特に、通学路については、道路管理者、学校、警察等との合同点検を実施し、対策が必要な危険箇所は外側線やガードパイプの整備、路側帯のカラー化を行い、歩車道の区分を明確にするなど、安全性の確保に取り組んでいます。</p> <p>また、平成 24 年度から平成 28 年度までに「ゾーン 30」を 11 地区で実施し、平成 29 年度は 1 地区で実施することとしています。速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為抑制等により、交通事故発生件数が少なくなるなど、一定の効果が得られています。</p> <p>今後とも、住民が安心して生活できるよう、また児童・生徒が安心して通学できるよう、学校、自治会、警察等からの指摘・要望等には、関係者及び関係機関と連携を図りながら、迅速な対応に努めていきます。</p>			

政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 まちづくり部	土木企画課 長崎駅周辺整備室
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (2) トラック・タクシーベイ(浜の町、新大工、長崎駅周辺)の整備・拡大を進めること。			
回 答 市内のトラック・タクシーベイは、公道上にタクシー用として14箇所51台分、トラック用として6箇所19台分が整備されています。 このほかにも、荷さばき用の駐車施設は平成13年6月から一定規模以上の建物を建築する際には条例によりその設置を義務づけており、51施設、234台分(平成28年度末現在)の荷さばき用の駐車施設が設置されています。 また、平成18年に長崎警察署管内では春雨通りの郊外向けの車線など3区間、浦上警察署管内では住吉地区や平和町地区の7区間において、時間帯を指定して荷さばき車両に対する駐車規制の緩和などの対応がなされたことから、荷さばき用の駐車スペースが大幅に拡大しています。 トラック・タクシーベイを既存の道路上に新たに確保することは、限られた道路空間の中で、一般車両の走行空間やバリアフリーに配慮した歩行空間を確保する必要があるため、設置スペースの確保が難しく、また、設置に伴い車両が周辺道路に集中することによる混雑の懸念など運用面の問題もあることから、早急な対応は難しい状況ではありますが、そのような中でも、平成25年度には既存のトラック・タクシーベイの機能向上を図るため、違法駐車防止対策として、カラー舗装化を実施したところです。 なお、平成26年度には眼鏡橋周辺におけるタクシーベイの設置を検討しましたが、地元との協力を得られない状況です。 また、浜町や新大工・長崎駅周辺においては、再開発事業等が推進されており、これに併せて、トラック・タクシーベイの整備も道路管理者及び交通管理者などと協議を行いながら、検討していくこととしています。 今後とも、快適な道路環境や渋滞緩和の観点から、トラック・タクシーベイの利便性向上に努めていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 まちづくり部	土木企画課 都市計画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (3) 電停の整備及び歩道橋のバリアフリー化を一層推進すること。			
回 答 <p> 電停の整備については、これまでも軌道事業者が行う電停改善に対する助成や、軌道事業者独自の取組みとして、交通安全上問題となっていた電停の防塵板の改善などを実施していただくなど、その推進に努めてきたところであり、引き続き、軌道事業者と連携しながら、公共交通の利便性や安全性の向上を図っていきたいと考えています。 </p> <p> 次に、歩道橋のバリアフリー化については、道路管理者や交通管理者などの関係者において、バリアフリー化に向けた検討を進め、協議が整った箇所から「歩道橋の撤去」又は「歩道橋を残したまま横断歩道の設置」を進めています。 </p> <p> 現在、電停と一体となった歩道橋も含め、市内に42箇所あった歩道橋のうち15箇所が撤去され、また3箇所は地元の要望などにより、歩道橋を残したまま横断歩道が併設され、バリアフリー化が図られています。 </p> <p> 現在は、国道34号の新大工町や諏訪神社前電停のバリアフリー化について、地元自治会や道路管理者、警察などの関係機関と鋭意協議を進め、平成25年度から国土交通省が事業化し、新大工町電停は平成30年度の整備に向けて関係機関との準備を行っているところです。 </p> <p> また、国道206号の大橋交差点のバリアフリー化も関係機関で協議を進めており、平成27年度に道路管理者である長崎県が、周辺交差点の交通量調査や交通解析などを行い、横断歩道設置などのバリアフリー化に向けて検討を行っていますが、横断歩道設置による道路交通への影響などの課題があるため、引き続き関係機関と協議を進めていきます。 </p> <p> いずれにしても、高齢者や身体に障害のある方はもとより、誰もが安全で円滑に移動できる道路環境づくりが求められていますので、道路交通の変化等を踏まえながら、引き続き、道路管理者や交通管理者などの関係者ととともに、バリアフリー化の推進に取り組んでいきたいと考えています。 </p>			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 まちづくり部	土木企画課 都市計画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (4) 高齢者・障害者が利用できるバリアフリー交通網（茂里町ハートセンターなど）の整備と歩道のバリアフリー化を促進すること。			
回 答 バリアフリー交通網の整備及び歩道のバリアフリー化については、「長崎市バリアフリー基本構想（平成 25 年度改訂）」及び「長崎市バリアフリー特定事業計画（平成 26 年度改訂）」に基づき、市道平野町橋口町 2 号線の歩道の整備や誘導ブロックの整備など、各事業管理者による計画的なバリアフリー化の推進が図られています。 現在、茂里町ハートセンターなどを経由する路線バスは、数便が運行されていますが、梁川橋踏切を横断することによる定時性、安全性等の問題があり、輸送サービスとしては十分ではありません。そこで、平成 31 年度末に予定されている長崎県事業の JR 長崎本線連続立体交差事業による踏切除却にあわせて、バス事業者と協議していきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (5) 福田バイパス（仮称）の早期実現を図ること。			
回 答 「（仮称）福田バイパス」は、事業主体である長崎県が平成 24 年度に国道 202 号の福田地区の交通状況に関する調査を実施しており、その結果、小江町と大浜町区間の交通量の大半は通過交通ではなく、地区内の移動交通であり、バイパスの利用交通量が少ないと見込まれることや整備に多額の費用が必要なことなどから、長期的な課題との見解を示しています。 長崎市としては、こうした問題を少しでも解決できるよう、地元の皆様と協力しながら検討を行うとともに、長崎市や市議会、交通関係者、地元関係者で構成する「一般国道 202 号(福田バイパス)道路整備促進協議会」を中心に、引き続き国や長崎県等の関係機関に対し、整備促進の働きかけを行っていきたいと考えています。			

政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (6) 長崎バイパス・女神大橋・川平有料道路の早期無料化を実現すること。			
回 答 「長崎バイパス」は、日本道路公団の民営化に伴い、高速自動車国道と一体になって機能するネットワーク型一般有料道路となったため、債務返済期間が高速自動車道路と合わせた45年間に設定され、平成62年までの長期返済期間となっています。 このような中、無料化社会実験(平成22年6月28日～平成23年6月19日)が行われ、「長崎バイパス」は実験前より交通量が約3割増加し、国道34号は約1割減少するなど、国道34号の交通緩和につながることを確認された一方、「長崎バイパス」に接続する県道長与大橋町線や昭和馬町線などは、朝夕に大きな混雑が発生するなどの課題も確認されました。 長崎市としては、長期の返済期間が残されており、早期の無料化は困難であると考えており、まずは東部地区と市中心部のアクセスの向上を図るため、国道34号日見バイパス並びに九州横断自動車道の全線4車線化の早期完成を国に対し強く働きかけて行きたいと考えています。 「ながさき女神大橋有料道路」は、木鉢インターチェンジから戸町インターチェンジ間を結ぶ延長1.7kmの道路で、長崎港によって分断されている本市南部、西部を最短ルートで結び、市中心部の慢性化した交通混雑の緩和や産業・経済の活性化を目的として、平成23年2月から供用開始しています。 また、「川平有料道路」は、国道206号の時津町の井手園交差点と長崎バイパスの川平インターを結ぶ延長4.7kmの自動車専用道路で、時津町から西山方面や九州横断自動車道までを最短ルートで結び、国道206号の交通渋滞の緩和を目的として、昭和63年7月から供用開始しています。 このような中、平成20年10月からETCが導入され、通勤割引や終日3割引の社会実験を経て、平成21年5月から終日3割引の本格運用が行われるなど、利用者の負担軽減を図る措置が講じられています。 これらの無料化については、長崎県によると、まだ多額の未償還額が残っていることから、早期の実現は困難とのことです。 長崎市としては、建設された道路が有効活用され、その効果を十分に発揮できるよう、長崎県に対し、無料化や料金割引について、働きかけを行っていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 南総合事務所	土木企画課 地域整備課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (7) 陸と海の交通網を活かした伊王島の街づくり ①伊王島地区の安全対策と地域活性化を図ること。			
回 答 伊王島大橋開通後の交通対策の基本的な考えとして、観光等を目的とする自動車については幹線道路沿いに一定規模の駐車場を確保し、そこから徒歩や自転車、バスといった交通手段で島内を散策する「パークアンドウォーク・サイクル」を基本的な考えとして誘導しており、その結果、現在のところ大きな渋滞や交通事故等も発生していません。 今後とも、地区内の交通問題については、地域の皆様のご意見などを踏まえ、関係機関と連携しながら、必要な対策を講じていきたいと考えています。 次に、伊王島地区の活性化については、伊王島大橋の開通によって、地域住民の行動範囲が拡大するとともに、観光客が増えたことにより、まちの賑わいが増えています。 一方、伊王島港から高島へ行く方が増えたことによる伊王島ターミナル駐車場の混雑や商店の消費減少などの課題も生じています。 このような課題を住民と共有し、地域の個性や魅力を生かしたまちづくりを進めるため、伊王島をはじめとする合併地区においては「地域振興計画」に基づき、地域の活性化に取り組んでいるところです。 平成 29 年度は、前年から継続して「伊王島サイクリングモニターツアー」を実施し、伊王島の魅力を SNS で発信するとともに、伊王島観光案内ガイド養成講座の修了生にガイド経験を積んでもらいました。 また、平成 29 年 11 月には前年から継続して「伊王島 TT バイクタイムトライアル大会」が開催され、他県から多くの方に参加いただいたところです。 今後は、住民との連携を図りながら、サイクリングの街としての魅力を発信し、伊王島地区らしい活性化策に取り組んでいきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	都市計画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (7) 陸と海の交通網を活かした伊王島の街づくり ②高島・伊王島航路を存続させること。			
回 答 <p>「長崎～伊王島～高島航路」は、伊王島・高島地区住民の生活はもとより、離島地域の振興を図るうえで、欠くことのできない移動手段であることから、国や県市の補助要綱に基づき、航路の確保・維持に支援を行っています。</p> <p>本航路では、船舶の老朽化に伴う船舶修繕費の増加や利用者の減少により、年々補助金が増加している状況にあることから、平成 27 年 3 月に航路事業者、伊王島地区代表者、高島地区代表者、国・県・市などで構成する「長崎県離島航路対策協議会長崎市域分科会」において、運航費用等の削減と収益の増加を両輪とした航路改善方策の検討を行い、「航路改善計画」を策定しています。</p> <p>本計画では、特に老朽化が激しいコバルトクイーン1号の代替建造を行い、建造費用を含む運航費の損失額を補助金で支援していくことや、新船の就航に合わせて、需要に応じた適切な便数・ダイヤのあり方を検討することなどの各種改善方策を取りまとめたことから、平成 29 年 6 月 19 日からは、新船で適切な便数に見直されたダイヤによる運航が開始されたところです。</p> <p>今後とも、地元住民、運航事業者、国、長崎県等との連携により、航路の確保・維持を図るとともに、航路の改善に向け取り組みたいと考えています。</p>			

政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (8) 市内中心部の交通量を減少させる対策（パークアンドライド等）を推進すること。 ① 浜口交差点から岩屋橋交差点までの交通渋滞解消策を図ること。			
回 答 市中心部における交通渋滞の緩和等を目的として、自家用自動車から公共交通機関への乗換えを促進するため、これまでに様々な取り組みを行ってきています。 具体的には、平成 13 年度から松山地区の 3 公営駐車場をパークアンドライド駐車場として運用を開始するとともに、市営桜町駐車場は平成 23 年 4 月から土・日曜日、祝日に限って、料金定額制を本格導入しました。 また、バス専用レーンの指定や路面電車及び路線バス共通 IC カードの導入、低床車両の導入など、交通事業者等の関係者と連携し、様々な施策に取り組んでいます。 併せて、ゴールデンウィークやランタンフェスティバルなどの観光繁忙期には、パークアンドライド駐車場の周知やマイカー自粛運動を広く市民に呼びかけており、平成 20 年からは県下一斉のノーマイカーデー運動が行われるなど、地球環境保全の観点からもマイカー自粛への取り組みが進められています。 松山地区のパークアンドライド駐車場は、利用者の約 3 割がパークアンドライドを実施し、一定の効果を得ていますが、今後は民間の駐車場等と連携を図りながら、広域的なパークアンドライドの方策について研究するとともに、関係者と連携しながら、市中心部の交通量を減少させる対策に取り組んでいきたいと考えています。 次に、国道 206 号の浜口交差点から岩屋橋交差点までの交通渋滞を抜本的に改善するためには、これと並行する地域高規格道路「長崎南北幹線道路」の整備が必要不可欠であると考えています。 「長崎南北幹線道路」は、長崎インターチェンジから時津町までの計画延長約 20km の路線で、これまでに「ながさき出島道路」と大波止から松山町に至る「都市計画道路 浦上川線」の約 8 km が供用されています。これに続く松山町から時津町間については、これまでに長崎県によりルートを検討や費用対効果の検討等が進められています。 このような中、長崎市と西海市、時津町、長与町で構成する「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に、国や県及び県議会、県選出の国会議員等に対し、要望活動を行っており、平成 27 年度から沿線の観光施設や経済・交通団体、平成 29 年度には佐世保市も加入するなど、組織充実を図ってきたところです。さらに平成 29 年度は期成会の会員と協力して、経済波及効果の調査を行っているところです。 今後とも「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に、関係者のご協力をいただきながら、国や県等に対し、働きかけを行っていきたいと考えています。			

政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (9) 女神大橋と連結する国道 202 号線の改良拡幅と歩道の整備を行うこと。			
回 答 国道 202 号の福田地区は、道路幅員が狭く、大型車同士の離合がしにくい箇所や歩道が十分確保されていない区間が残されています。 これまでも、地域の皆様のご協力を得ながら、道路管理者の長崎県により、大迫バス停（大浜町）や中浦バス停（小浦町）付近、フレスポ福田ウエスト前などで歩道の整備などが行われています。 現在、小浦舟津公園前交差点から福田郵便局前交差点間の約 770mにおいて、歩道整備などが行われており、平成 28 年度末の進捗率は約 45%で、平成 29 年度は用地取得や改良工事が進められています。 長崎市としても「一般国道 202 号(福田バイパス)道路整備促進協議会」を中心に市議会や地域の皆様とともに、引き続き国や長崎県などの関係機関に対し、整備促進の働きかけを行っていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (10) 長崎半島への唯一の幹線道路である国道 499 号線の全線の改良拡幅および長崎外環状線（新戸町 IC－江川交差点）の早期着工を実現すること。			
回 答 国道 499 号の三和地区から野母崎地区間は、長崎県により、平山町から布巻町までの「栄上工区」と蚊焼町から黒浜町にかけての「岳路工区」の拡幅工事が進められています。 「栄上工区」の進捗率は約 7 割（平成 28 年度末）で、工事延長約 1.3km のうち約 570m が暫定供用されていますが、相続人多数のため、用地取得に日数を要していることなどから、完了工期を平成 30 年度から平成 32 年度に延長しています。 「岳路工区」の進捗率は約 9 割（平成 28 年度末）で、工事延長約 2.1km のうち約 1500m が完成供用されており、平成 30 年度の完成を目指し、整備が進められています。 長崎外環状線の新戸町から江川町間は、国道 499 号の栄上工区の整備完了後に県道深堀三和線を市道として、長崎市が管理するという最大限の長崎県への協力を行うことで、平成 28 年度に長崎南環状線として新規事業化がなされています。 長崎県において、平成 27 年 10 月に鹿尾ダムの西側を通り柳田町で国道 499 号に接続するルートを通り江川交差点に接続するルートへ都市計画の変更が行われ、平成 29 年度は橋梁やインターチェンジの詳細設計などが進められており、また 9 月から 10 月にかけては関係権利者を対象とした事業説明会を実施し、用地測量や建物調査も進められています。 長崎市としては、国道 499 号と長崎外環状線の早期完成を図るため、今後とも、できる限りの協力を行うとともに、「一般国道 499 号道路整備促進協議会」及び「長崎外環状線道路建設促進協議会」を中心に、市議会や地元の皆様とともに、長崎県に対し、引き続き働きかけを行っていきたいと考えています。			

政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	長崎駅周辺整備室
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (11) 長崎駅周辺道路の慢性的渋滞緩和を図るため、旭大橋の低床化に向け県へ働きかけること。			
回 答 長崎駅周辺地区と旭町などが位置する浦上川右岸地区は、川幅わずか 100m 程度の浦上川に対し約 700m の旭大橋で結ばれており、両岸市街地の一体性が大きく阻害されています。 長崎駅周辺地区の賑わいを浦上川右岸地区まで及ぼし、両地区の一体的な発展・振興を図るためには、旭大橋を低床化し、両地区の距離感を縮めるとともに、道路や歩行者の利便性・快適性の向上を図ることが最も重要であると考えています。 そのため、県市が共同で進めている都市再生総合整備事業の中で、平成 25 年 3 月に浦上川右岸地区などの周辺地区も含めた長崎駅周辺エリアの整備計画を策定した際に、整備を図るべき都市基盤施設として、「旭大橋の低床化」を位置づけているところです。 一方、管理者の長崎県からは「旭大橋は昭和 57 年 3 月に完成し、現在 35 年が経過しているが、インフラ施設の長寿命化が全国的な課題となっているなか、補助金上の耐用年数の 45 年に達しない中での解体撤去は非常に厳しい状況にある」「上流側の護岸に停泊している船舶の移転先の問題や対岸地区（旭町）のまちづくりへ与える影響も含めて検討を行う必要がある」との意見があっています。 長崎市としては、浦上川右岸地区の活性化を図るうえで、「旭大橋の低床化」は必要不可欠と考えており、平成 29 年度も県知事・県議会議長、市選出の県議会議員に対し、早期に低床化が実現するよう要望を行っています。 今後とも、長崎県に対し、引き続き働きかけていきたいと考えています。			

政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (12) 長崎南北幹線道路の早期事業化に向け、県と連携し国へ働きかけること。			
回 答 長崎南北幹線道路とそれに続く西彼杵道路は、西彼杵半島を經由し、長崎市と佐世保市を1時間で結ぶ地域高規格道路です。 このうち、長崎市と時津町を結ぶ長崎南北幹線道路は、計画延長約20kmの路線で、これまでに「ながさき出島道路」と大波止から松山町に至る都市計画道路 浦上川線の約8kmが供用されています。 しかしながら、これに続く、茂里町から時津町間については、未整備のまま残されていることから、これと並行する国道206号は、慢性的な交通渋滞が発生しているほか、交通事故も多く発生しており、長崎県において、ルート検討や費用対効果の検証などが進められています。 長崎市としては、北部地区の交通渋滞の緩和のみならず、西彼杵半島の地域振興に必要な道路であると考えており、これまでも長崎市と西海市、時津町、長与町で構成する「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に、国や長崎県及び県議会、県選出の国会議員等に対し、要望活動を行っており、平成27年度から沿線の観光施設や経済・交通団体、平成29年度には佐世保市も加入するなど、組織充実を図ってきたところです。さらに、平成29年度は期成会の会員と協力して、経済波及効果の調査を行っているとところです。 今後とも、「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に、関係者のご協力をいただきながら、国や長崎県等に対し、働きかけを行っていきたいと考えています。			

政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 中央総合事務所	土木建設課 土木企画課 地域整備 1・2 課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (13) 市民生活に必要な道路については新設や改良及び早期供用を行うこと。 ①打坂―百合野線の改良拡幅、②江平―浜平線とその接道改良、③戸町2丁目上戸町間の一方通路解消、④片淵―鳴滝線、⑤川上町―出雲線、⑥虹ヶ丘町―西町1号線、⑦相川町―四杖町1号線、⑧常盤町―大浦元町線、⑨清水町―白鳥町1号線、⑩稲田町8号線			
回 答 ① 打坂―百合野線（滑石2号線）は、用地買収が難航していますが、今後も用地買収に努力し、解決次第、工事に着手することとしています。 ② 江平浜平線は、現在、起終点の両側から工事を進めており、江平側の一部区間においては供用を開始しており、浜平側においても平成29年度よりトンネル工事に着手しています。今後も、用地交渉及び工事の進捗に努めていきます。 ③ 戸町新小が倉線の信号制御による片側交互通行区間の拡幅改良については、道路の両側に家屋が連なり、地権者の協力が必要不可欠であるため、全線改良には多額の費用と時間を要します。部分的な離合箇所の整備も含めて、検討していきたいと考えています。 ④ 中川鳴滝3号線は、平成30年度は1工区及び3工区の用地買収に努めていきます。 ⑤ 川上町出雲線は、平成23年4月に約240mを供用開始しており、その他区間においても用地協力いただけた箇所の部分拡幅を行い、交通の円滑化を図っています。平成30年度も、引き続き用地買収及び工事の進捗に努めていきます。 ⑥ 虹が丘町西町1号線は、平成30年度は橋梁区間より先の区間の工事に努めていきます。 ⑦ 相川町四杖町1号線は、平成26年3月に国道202号から旧式見高校までの520mの供用を開始しています。平成30年度も、引き続き工事の進捗に努めていきます。 ⑧ 常盤町大浦元町線のうち、川上町から高丘2丁目までの延長約1,420mの「椎の木工区」については、用地買収が難航していますが、今後とも用地買収に鋭意努力し、解決次第工事の進捗に努めていきます。 ⑨ 清水町白鳥町1号線は、平成26年12月に西町市場前バス停付近の交差点の部分改良を完了しています。平成30年度も、引き続き用地買収に努めていきます。 ⑩ 市道稲田町8号線は、斜面市街地再生事業の一環として、道路整備を進め、平成26年度末に工事を完了し、一部供用を開始しています。全面供用は、接道する都市計画道路新地町稲田町線の整備状況を踏まえ、地区交通の安全性確保の観点から、現在見合わせている状況です。今後は、地元や警察等の関係機関と協議を重ね、交通安全対策を実施し、早期の全面供用開始に向けて取り組んでいきます。			